令和８年度

Ｒ８渡良瀬川左岸船津川町地先築堤工事
特記仕様書

令和８年６月

渡良瀬川河川事務所

第 1 編　共 通 編

第１条　適　用（共通仕様書 1-1-1-1）

１．この特記仕様書は、関東地方整備局 土木工事共通仕様書（令和８年度版）（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。

２．この工事の施工にあたっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。

３．この特記仕様書に添付されていない別紙様式等については以下 URL よりダウンロードするものとする。

URL　https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000015.html

４．本工事における「条件明示」については、別紙－１「明示項目および明示事項」に記載のとおりとする。

第２条　主任技術者等（契約書第 10 条）

本工事の主任技術者又は監理技術者は、受注者が提出した競争参加資格確認申請書に記述した配置予予定の技術者でなければならない。

第３条　主任技術者等の専任期間

１．契約締結日の翌日から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。

２．契約締結日の翌日から現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。

３．工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。

４．主任技術者又は監理技術者が技術研鑽のための研修、講習、試験等で短期間工事現場を離れる場合は、適切な施工ができる体制を確保したうえで、監督職員の承諾を得るものとする。

第４条　専任特例１号の場合の監理技術者又は主任技術者の配置

１．本工事において、建設業法第２６条第３項第一号の規定の適用を受ける監理技術者又は主任技術者（以下、「専任特例１号の場合の監理技術者又は主任技術者」という。）の配置を行う場合は以下の（１）～（８）の要件を全て満たさなければならない。なお、詳細な運用は「監理技術者制度運用マニュアル」による。）

（１）各工事の請負金額が１億円未満（建築一式工事の場合は２億円未満）であること。

（２）工事現場間の距離は、１日で巡回可能かつ移動時間が概ね２時間以内であること。

（３）下請次数は３次までであること。

（４）現場に連絡員（※）を配置していること。

※連絡員とは、監理技術者又は主任技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための者をいう。

※土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該建設工事の種類に関する実務経験を１年以上有する者であること。

（５）施工体制を確認出来る情報通信技術の措置を講じていること。

（６）人員の配置を示す計画書の作成及び現場に備え置いていること。

（７）現場状況を確認するための情報通信機器を設置していること。

（８）監理技術者又は主任技術者が兼務できる工事数は２件までであること。なお、専任特例２号の場合の監理技術者を活用した工事と兼務することは出来ない。

（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。）

２．現場の安全管理体制について、平成７年４月２１日付基発第２６７号の２「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とすること。」とされていることから、施工体制に留意すること。

３．本工事の監理技術者又は主任技術者が専任特例１号の場合の監理技術者又は主任技術者として配置する事を予定している場合、以下の書類を提出すること。

１）専任特例１号の場合の監理技術者又は主任技術者が兼務する工事の箇所、内容を示す書類（ＣＯＲＩＮＳの写し）

４．本工事の監理技術者又は主任技術者が専任特例１号の場合の監理技術者又は主任技術者として兼務する事となった場合、第１項（３）～（６）について施工計画書、施工体系図等へ記載し、提出すること。

５．本工事において、専任特例１号の場合の監理技術者又は主任技術者の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は、コリンズ（ＣＯＲＩＮＳ）への登録・修正を適切に行うこと。

第５条　専任特例２号の場合の監理技術者の配置

１．本工事において、建設業法第２６条第３項第二号の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「専任特例２号の場合の監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の（１）～（８）の要件を全て満たさなければならない。

（１）建設業法第２６条第３項第二号による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。

（２）監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第２７条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例２号の場合の監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

（３）監理技術者補佐は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

（４）同一の専任特例２号の場合の監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に２件までとする。なお、専任特例１号の場合の監理技術者又は主任技術者を活用した工事と兼務することは出来ない。

（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。）

（５）専任特例２号の場合の監理技術者が兼務できる工事は○○地域内（○○市、○○市及び○○町）の工事でなければならない。

（６）専任特例２号の場合の監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。

（７）専任特例２号の場合の監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

（８）監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

２．現場の安全管理体制について、平成７年４月２１日付基発第２６７号の２「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とすること。」とされていることから、施工体制に留意すること。

３．本工事の監理技術者が専任特例２号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事を予定している場合、以下の書類を提出すること。

１）監理技術者補佐の資格を有する書類（一級施工管理技士等の国家資格者の合格証の写しなど）

２）監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類（監理技術者資格者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料（いずれも写し可））

３）専任特例２号の場合の監理技術者が兼務する工事の箇所、内容を示す書類（ＣＯＲＩＮＳの写し）

４．本工事の監理技術者が専任特例２号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事となった場合、第１項（５）～（８）について施工計画書へ記載し、提出すること。

５．本工事において、専任特例２号の場合の監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は、コリンズ（ＣＯＲＩＮＳ）への登録・修正を適切に行うこと。

第６条　コリンズ(CORINS)への登録

１．工事カルテの作成、登録については、土木工事共通仕様書「1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録」によるものとする。

２．受注者は、工事受注後又は施工中において当該工事に係る悪質で不誠実な行為(一括下請負等)が発覚し、指名停止の措置を受けた場合は、登録済みの工事カルテの取り下げを行うものとする。

３．技術者の従事期間は、工期をもって登録するものとする。(余裕期間を含まないことに留意するものとする。)

第７条　コリンズ(CORINS)への位置情報の入力

土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、工事場所および座標（緯度、経度）を記載するものとする。なお、座標は、世界測地系（JGD2024）に準拠する。

起点　栃木県佐野市船津川町地先　　緯度　３６°１６’３１”　経度　１３９°３３’１７”

終点　栃木県佐野市船津川町地先　　緯度　３６°１６’２４”　経度　１３９°３３’２３”

第８条　コリンズ(CORINS)への工事概要の入力

土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、工事概要について必須登録とし、記載例を参考にすること。

記載例）本工事は、渡良瀬川左岸船津川町地先において、堤防の拡幅および嵩上げを行うものである。

主な工種は盛土工、連節ブロック張、植生工、プレキャスト擁壁工、アスファルト舗装工、法肩ブロックであり、それぞれ約 3000m3、約 100m2、約 2000m2、約 31m、約 1600m2、約 430m を予定している。

第９条　コリンズ(CORINS)への設計業務名及びテクリス番号の入力

土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、設計業務名およびテクリス番号を登録すること。設計業務名およびテクリス番号については以下のとおりとする。

コリンズへ登録する業務名及びテクリス番号

業務名	テクリス番号
Ｒ５渡良瀬川管内堤防設計業務	4056015037

第１０条　施工体制台帳

工事成績優秀企業に認定され、認定有効期限内に、工事発注の契約を行った工事の監理技術者、主任技術者（工事成績優秀企業に認定された下請負を含む）は、工事成績優秀企業認定マークの使用や金色帯線（黄色もしくは橙色の帯線でも可）を名札上部に印刷することが出来るものとする。



注意１）用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。
注意２）所属会社の写真とする。

第１１条　調査・試験に対する協力

１．契約担当官等が工事の中間において技術検査の必要を認めた場合は、速やかに監督職員の指示に従い、検査を受けなければならない。なお、検査は工事請負契約書及び共通仕様書に適用する条項に準じて行うものとする。

２．予算決算及び会計令第 85 条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、受注者は「低入札価格調査制度調査対象工事に係る監督体制の強化」の追加として下記の調査に協力しなければ　ならない。

(1)　受注者は、下請負者の協力を得て間接工事費等諸経費動向調査票の作成を行い、工事完了後、速やかに発注者に提出するものとする。

(2)　受注者は、提出された間接工事費等諸経費動向調査票の費用の内訳についてヒアリング調査に応じるものとする。この場合において、受注者は下請負者についてもヒアリングに参加させるものとする。

(3)　工事コスト調査（調査結果でも可）に係る資料は、下記のとおりとし、関東地方整備局又は渡良瀬川河川事務所のホームページにより公表する。

(4)　低入札価格調査と工事コスト調査の結果に大きな乖離がある場合、又は、工事コスト調査資料の提出が無い場合には、工事成績評点を減点する場合がある。

なお、低入札価格調査対象工事については、工事コスト調査終了した後に、工事成績評点を通知する。

公表資料（別紙様式－０）は以下のとおり。

資　料　名	内　　訳
低価格理由とその詳細	当該工事が低価格で施工可能となる理由を示した資料
比較表－１	積算内訳書の発注者と元請けにおける当初と実績の比較表
比較表－２	積算内訳書に対する明細書の発注者と元請けにおける当初と実績の比較表
比較表－３	元請けの手持ち資材の当初と実績の比較表
比較表－４	元請けの資材購入先一覧の当初と実績の比較表
比較表－５	手持ち機械の当初と実績の比較表
比較表－６	労務者確保計画の当初と実績の比較表
比較表－７	工種別労務者配置計画の当初と実績の比較表
比較表－８	建設副産物の搬出の当初と実績の比較表
諸経費動向調査（工事費）	元請、下請の工事費内訳

第１２条　工事書類の作成

１．工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類作成マニュアル（令和８年３月）」に基づき実施するものとする。

２．工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類スリム化ガイド（令和８年３月）」を参考に書類の電子化、受発注者間での作成書類の役割分担の明確化、書類の削減等に留意すること。

３．「工事関係書類一覧表」（別紙様式－１５）により、工事着手前に「作成書類の役割分担」、「作成書類の位置付け」に関して「協議」するものとする。

また、「協議」の内容を変更する場合は、改めて、受発注者で協議を行うものとする。

４．電子により提出、提示した書類については、検査時その他の場合においても紙での提示、提出は行わないものとする。

第１３条　設計図書の照査

発注者は、設計図書の照査の範囲を超える資料の作成については、監督職員の指示とし、その作成費用は、設計変更の対象とする。なお、設計変更の対象については、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和７年３月」によるものとする。

第１４条　情報共有システムの活用

１．本工事は、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。

なお、活用にあたっては「土木工事の情報共有システム活用ガイドライン」（令和７年３月版）に基づき実施すること。

２．受注者は、本工事で使用する情報共有システムを選定し、使用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。

・工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件（Rev5.6）
令和６年３月版　国土交通省（国土技術政策総合研究所）

３．監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約は、受注者が行うものとする。

また、利用開始日、必要なユーザーＩＤ数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督職員の確認を得た上で決定すること。

４．受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。

①情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨

②サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに監督職員及び受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨

③②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる旨

５．受注者は、監督職員等から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

第１５条　「設計・施工技術連絡会議（三者会議）」の設置

本工事は、「設計・施工技術連絡会議（三者会議）」（ 以下、「三者会議」という。） の対象工事では無いが、受注者から「三者会議」の開催を要請した場合、明らかに会議開催の必要性が乏しいと判断される場合を除き、公共工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的として、発注者、設計者、施工者（工事受注者）の三者が工事着手前等において一堂に会して、事業目的、設計思想・条件等の情報の共有及び施工上の課題、新たな技術提案に対する意見交換等を行う「三者会議」を開催するものとする。

受注者は、「三者会議」の開催を要請する場合、監督職員と協議するものとする。

「三者会議」の運用にあたっては、「設計・施工技術連絡会議（「三者会議」） 運用方針」（http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html）によるものとする。

第１６条　設計審査会の設置

本工事は、発注者と受注者が一堂に会して、現場着手前（準備期間内）に工事工程クリティカルパスの共有及び工事工程の照合（クロスチェック）を実施し、併せて協議資料作成等の受発注者間の役割分担を明確にする場、また、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化のため、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「設計審査会」（以下、「審査会」という。）の設置対象工事である。

「審査会」の運用にあたっては、「設計審査会設置運用方針 」（http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html）によるものとする。

第１７条　工事環境の改善

本工事の実施にあたっては、工事環境の改善に取り組むウィークリースタンスを考慮するものとする。ウィークリースタンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html に掲載している工事環境改善実施要領に基づき、監督職員と確認・調整した内容について取り組むものとする。

第１８条　ワンデーレスポンス

１．この工事はワンデーレスポンス実施対象工事である。

・「ワンデーレスポンス」とは

受注者からの質問、協議等への回答は、基本的に「その日のうち」に指示、通知等行うよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」に通知することである。

２．受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議をおこなうこと。

３．受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。

４．ワンデーレスポンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html に掲載しているワンデーレスポンス実施の手引き（令和５年１２月）に基づき、取り組むものとする。

５．効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。

第１９条　契約内容の変更手続きについて

本工事における契約内容の変更は、以下によるものとする。

①本工事における設計変更や契約変更は書面に基づき行うことを徹底し、指示書・協議書があるもののみを契約変更の対象とする。

②受注者は、工事期間中及び工事完成後において、監督職員から契約図書の規定に違反する等の不適切な指示を受けたと思料されるときは、当該監督職員を経由せずに、事務所長へ直接又は契約担当課長経由で書面により、その旨を報告することができる。

第２０条　設計変更等

設計変更等については、契約書第 18 条から第 25 条及び共通仕様書共通編 1-1-1-17 から 1-1-1-19 に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和７年３月」によることとする。

第２１条　スライド条項

工事請負契約書第２６条（スライド条項）については、物価水準の変動により請負代金が不適当となったと認められた時に、相手方に請負代金の変更を請求することができる条項となっている。

単品スライドについては、鋼材類・燃料油の他、コンクリート類、購入土などの主要工事材料も対象となるので、物価水準の変動により請負代金が不適当となった場合には、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

第２２条　公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領（土木）

１．受注者は、下記の資材の使用に際し、再生資材を利用するものとする。

資　材　名	規　格	備　考
再生クラッシャーラン	ＲＣ－４０	基礎砕石、アスファルト舗装（下層路盤）
再生アスファルト混合物	再生密粒度ｱｽﾌｧﾙﾄ混合物(20)	表層

なお、使用に際し、「舗装再生便覧」等を遵守するものとする。

２．本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律((平成 12 年法律第 104 号 最終改正令和 4 年 6 月 17 日法律 68 号)。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「８解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により予定した条件により難い場合は監督職員と協議するものとする。

（１）分別解体等の方法

工程	作業内容	分別解体等の方法
①仮設	仮設工事 ■有　□無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
②土工	土工事 ■有　□無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
③基礎	基礎工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
④本体構造	本体構造の工事 ■有　□無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有　□無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
⑥その他 （構造物撤去工）	その他の工事 ■有　□無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用

（２）再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所　在　地
アスファルト殻	館林アスコン（株）	群馬県館林市大字近藤字開拓 665-1 外 4 筆

上記（２）については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。

なお、受注者の提示する施設と異なる場合でも設計変更の対象としない。

ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項については、監督職員と協議の上、契約変更の対象とすることができる。

（３）受入時間

館林アスコン（株）　：　８時００分～１７時００分

３．受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第 18 条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。なお、書面は「建設リサイクルガイドライン(平成 14 年 5 月)」に定めた様式 1〔再生資源利用計画書(実施書)〕及び様式 2〔再生資源利用促進計画書(実施書)〕を兼ねるものとする。

・再資源化等が完了した年月日

・再資源化等をした施設の名称及び所在地

・再資源化等に要した費用

4．工事発注後に明らかになった事情により予定していた条件により難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第２３条　建設リサイクル法第１１条通知の徹底

受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年 5 月 31 日法律第 104 号）第 11 条に基づく、都道府県知事に対する通知を行った旨の書面を監督職員より受領した後に、工事着手（建設リサイクル法第 10 条第 1 項に規定する工事着手をいう。）するものとする。

なお、これによりがたい場合は監督職員と協議の上決定するものとする。

第２４条　コンクリート副産物から再生された資源について

1．コンクリート副産物から再生された資材を利用する場合には、「コンクリート副産物の再生利用に関する用途別品質基準」によるものとする。

2．受注者は、コンクリート副産物から再生された資材の利用を希望する場合は、工事着手時にその適用の有無を監督職員と協議するものとする。

3．受注者は、工場が発行する再生骨材コンクリートの配合計画書及び納入書を整備および管理し、監督職員または検査職員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。

4．受注者は、再生骨材コンクリートの品質を確かめるための検査を JIS A 5022（再生骨材Ｍを用いたコンクリート）、JIS A 5023（再生骨材Ｌを用いたコンクリート）により実施しなければならない。また、再生骨材Ｍを用いたプレキャストコンクリート製品の検査については、JIS A 5365（プレストキャストコンクリート製品－検査方法通則）により実施しなければならない。なお、生産者等に検査のため試験を代行させる場合は受注者がその試験に臨場しなければならない。

5．再生骨材コンクリートの配合については、「土木工事共通仕様書第１編３－３－３　配合」に従うものとする。

第２５条　施工管理

1．本工事の施工管理は、関東地方整備局土木工事施工管理基準及び規格値（令和 8 年度版）によるものとする。なお、この管理基準により難い場合及び基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。

2．本工事の写真管理は、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和 8 年度版）によるものとする。

なお、「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。

3．本工事の施工管理における適用工種毎の基準類は、ＩＣＴ活用工事実施要領（令和８年３月改定）の関連要領等一覧（ＵＲＬ「https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html」）によるものとする。

第２６条　デジタル工事写真の小黒板情報電子化について

デジタル工事写真の小黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黒板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

工事では、以下の１．から４．の全てを実施することとする。

１．対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和８年度版）（以下、写真管理基準）「2-2 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」）に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例を以下に示す。

【使用機器の事例】

デジタル工事写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェア，（一社）施工管理ソフトウェア産業協会，<https://www.jcomsia.org/kokuban>.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない

２．デジタル工事写真における小黒板情報の電子的記入

受注者は、同条１．の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黒板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準「2-2 撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

３．小黒板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準（令和 5 年 3 月）（以下、デジタル写真管理情報基準）に準ずるが、同条２．に示す小黒板情報の電子的記入については、写真管理基準「2-5 写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準「6.写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

４．小黒板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条２．に示す小黒板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黒板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者は URL（http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

また、下記のチェックツールを使用して信憑性確認を行い、結果を出力したものでもよい。

【チェックツールの事例】

信憑性チェックツール（一社）施工管理ソフトウェア産業協会

<https://www.jcomsia.org/kokuban>.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではないなお、デジタル工事写真の小黒板情報電子化を実施しない工事写真がある場合は、工事契約後、

監督職員の承諾を得ること。

第２７条　ＩＣＴ活用工事（土工）について

１．ＩＣＴ活用工事

本工事は、国土交通省が提唱する i-Construction に基づき、ＩＣＴ施工技術の全面的活用を図るため、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について３次元データを活用するＩＣＴ活用工事である。

２．定義

（１）i-Construction とは、ＩＣＴ施工技術の全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みであり、その実現に向けてＩＣＴ施工技術を活用した工事（ＩＣＴ活用工事）を実施するものとする。

（２）ＩＣＴ活用工事とは、施工プロセスの以下段階において、ＩＣＴを全面的に活用する工事である。また、本工事では、施工プロセスの以下①～⑤の全ての段階でＩＣＴ施工技術を活用することをＩＣＴ活用工事とする。但し、現場条件により、ＩＣＴ建設機械による施工が困難又は非効率となる場合は監督職員と協議の上、従来型建設機械による施工を実施してもＩＣＴ活用工事とする。

対象は、土工を含む工事とする。

① ３次元起工測量

② ３次元設計データ作成

③ ＩＣＴ建設機械による施工

④ ３次元出来形管理等の施工管理

⑤ ３次元データの納品

３．受注者は、特記仕様書に指定された土工以外の工種にＩＣＴ施工技術の活用を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合に以下４～８によりＩＣＴ施工技術の活用を行うことができる。

４．原則、本工事においては上記①～⑤の全ての段階でＩＣＴ施工技術を活用することとし、土工について施工範囲の全てで適用するが、具体的な工事内容及び数量・対象範囲を明示し、監督職員と協議するものとする。なお、土工以外の工種に関するＩＣＴ施工技術の活用を提案・協議した場合は、土工と共に実施内容等について施工計画書に記載するものとする。

５．ＩＣＴ施工技術を用い、以下の施工を実施する。

①　３次元起工測量

受注者は、工事着手前の現場の状況を確認するとともに、設計データの作成に必要な起工測量を実施するものとし、面的な計測により効率的な確認ができる場合には、以下１）～４）から選択（複数以上可）して測量を行うものとする。ただし、前工事または設計段階での３次元データが活用できる場合や管理断面及び変化点の計測による測量により効率的な確認ができる場合においては、監督職員との協議の上、管理断面及び変化点の計測による測量を実施してもＩＣＴ活用工事とする。

１）空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量

２）地上型レーザースキャナーを用いた起工測量

３）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量

４）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量② ３次元設計データ作成

受注者は、５．①で得られた測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、ＩＣＴ建設機械による施工、及び３次元出来形管理を行うための３次元設計データを作成する。

② ３次元設計データ作成

受注者は、５．①で得られた測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、ＩＣＴ建設機械による施工、及び３次元出来形管理を行うための３次元設計データを作成する。

③ ＩＣＴ建設機械による施工

５．②で作成した３次元設計データを用い、以下に示すＩＣＴ建設機械により、施工を実施する。位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。

なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則（令和７年３月３１日 国土交通省告示第２４０号）付録１測量機器検定基準２－６の性能における検定基準を満たすこと。

④ ３次元出来形管理等の施工管理

５．③による工事の施工管理において、以下のとおり、出来形管理及び品質管理を行うものとする。なお、従来手法との二重管理は行わない。

（１）出来形管理

出来形管理にあたっては、標準的に出来形管理の計測範囲において、１m間隔以下（１点/㎡以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、３次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法（面管理）とし、以下１）～４）から選択（複数以上可）して実施するものとする。

１）空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理

２）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理

３）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

４）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

５）ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理

６）ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理

７）ＲＴＫ－ＧＮＳＳを用いた出来形管理

８）施工履歴データを用いた出来形管理

９）地上写真測量を用いた出来形管理

また、出来形管理のタイミングが複数回にわたることにより一度の計測面積が限定される等、面管理が非効率になる場合及び降雪・積雪等により面管理が実施できない場合は、監督職員との協議の上、管理断面及び変化点の計測による出来形管理を選択してもＩＣＴ活用工事とする。

（２）品質管理

品質管理にあたっては、受注者は、河川・海岸・砂防・道路土工の品質管理（締固め度）について、「ＴＳ・ＧＮＳＳを用いた盛土の締固め管理要領」により実施する。砂置換法又はＲＩ計法との併用による二重管理は実施しないものとする。

なお、本施工着手前及び盛土材料の土質が変わるごと、また、路体と路床のように品質管理基準が異なる場合に試験施工を行い、本施工で採用する締固め回数を設定すること。

土質が頻繁に変わりその都度試験施工を行うことが非効率である等、管理要領等による管理そ

のものがなじまない場合は、監督職員と協議の上、ＴＳ・ＧＮＳＳを用いた締固め回数管理を適用しなくてもよいものとする。

⑤ ３次元データの納品

５．①②④により作成した３次元データを工事完成図書として電子納品する。

３次元データの納品形式は、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」によるものとする。

６．上記５．①～④の施工を実施するために使用するＩＣＴ機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。

発注者は、３次元設計データの作成に必要となる詳細設計において作成したＣＡＤデータを受注者に貸与する。また、ＩＣＴ施工技術の活用を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。

第２８条　ＩＣＴ活用工事（舗装工）について

１．ＩＣＴ活用工事

本工事は、国土交通省が提唱する i-Construction に基づき、ＩＣＴ施工技術の全面的活用を図るため、受注者の提案・協議により、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について３次元データを活用するＩＣＴ活用工事の対象工事である。

２．定義

（１）i-Construction とは、ＩＣＴ施工技術の全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みである。本工事では、施工者の希望により、その実現に向けてＩＣＴ施工技術を活用した工事（ＩＣＴ活用工事）を実施するものとする。

（２）ＩＣＴ活用工事とは、施工プロセスの以下段階において、ＩＣＴ施工技術を全面的に活用する工事である。また、以下の①～⑤の全ての段階でＩＣＴ施工技術を活用することをＩＣＴ活用工事という。但し、現場条件により、ＩＣＴ建設機械による施工が困難又は非効率となる場合は監督職員と協議の上、従来型建設機械による施工を実施してもＩＣＴ活用工事とする。

対象は、アスファルト舗装工事、セメント・コンクリート舗装工事または、舗装を含む工事とする。

① ３次元起工測量

② ３次元設計データ作成

③ ＩＣＴ建設機械による施工

④ ３次元出来形管理等の施工管理

⑤ ３次元データの納品

３．受注者は、舗装工以外の工種にＩＣＴ施工技術の活用を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合に以下４～８によりＩＣＴ施工技術の活用を行うことができる。

４．原則、本工事においては上記①～⑤の全ての段階でＩＣＴ施工技術を活用することとし舗装工の施

工範囲の全てで適用するが、具体的な工事内容・数量及び対象範囲を明示し、監督職員と協議するものとする。なお、舗装工以外の工種に関するＩＣＴ施工技術の活用を提案・協議した場合は、舗装工と共に実施内容等について施工計画書に記載するものとする。

５．ＩＣＴ施工技術を用い、以下の施工を実施する。

① ３次元起工測量

工事着手前の現場の状況を確認するとともに、設計データの作成に必要な起工測量を実施するものとし、面的な計測により効果的な確認ができる場合には、以下１）～２）から選択（複数可）して測量を行うものとする。

ただし、前工事及び設計段階での３次元データが活用できる場合や管理断面及び変化点の計測による測量により効率的な確認ができる場合等においては、監督職員と協議の上、以下３）～４）の管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、ＩＣＴ活用工事とする。

１）地上型レーザースキャナーを用いた起工測量

２）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量

３）ＴＳ等光波方式を用いた起工測量

４）ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた起工測量

② ３次元設計データ作成

受注者は、５．①で得られた測量データと発注者が貸与する発注図データを用いて、ＩＣＴ建設機械による施工及び３次元出来形管理を行うための３次元設計データを作成する。

③ ＩＣＴ建設機械による施工

５．②で作成した３次元設計データを用い、以下に示すＩＣＴ建設機械により、施工を実施する。位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。

なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則（令和７年３月３１日 国土交通省告示第２４０号）付録１測量機器検定基準２－６の性能における検定基準を満たすこと。

１）３次元ＭＣ建設機械

建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する３次元マシンコントロール技術を用いて、敷均しを実施する。

但し現場条件により、③ＩＣＴ建設機械による施工が困難又は非効率となる場合は監督職員と協議の上、従来型建設機械による施工を実施してよいものとするが、丁張設置等には積極的に３次元設計データ等を活用するものとする。

④ ３次元出来形管理等の施工管理

５．③による施工管理において、以下のとおり出来形管理を行うものとする。

（１）出来形管理

出来形管理にあたっては、標準的に出来形管理の計測範囲において、１ｍ間隔以下（１点/ ㎡以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、３次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法（面管理）とし、以下１）２）から選択（複数可）して実施するものとする。

また、舗装工における出来形管理にあたっては、以下１）～２）を原則とするが、

現場条件等により以下３）～４）の出来形管理を選択して面管理を実施してもよい。

１）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理

２）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

３）ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理

４）ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理

なお、表層については、標準的に面管理を実施するものとするが、出来形管理のタイミングが複数回にわたることにより一度の計測面積が限定される等、面管理が非効率になる場合及び降雪・積雪等により面管理が実施できない場合は、監督職員と協議の上、管理断面及び変化点の計測による出来形管理を選択してもＩＣＴ活用工事とする。

なお、表層以外については従来手法（出来形管理基準上で当該基準に基づく管理項目）での管理を実施してもよい。

⑤ ３次元データの納品

５．①②④により作成した３次元データを工事完成図書として電子納品する。３次元データの納品形式は、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」によるものとする。

６．上記５．①～④の施工を実施するために使用するＩＣＴ機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。また、ＩＣＴ施工技術の活用を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。

７．土木工事施工管理基準（案）に基づく出来形管理が行われていない箇所で、出来形測量により形状が計測出来る場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。

８．本特記仕様書に疑義を生じた場合または記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。

第２９条　ＩＣＴ活用工事（法面工）について

１．ＩＣＴ活用工事

本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、ＩＣＴ施工技術の全面的活用を図るため、受注者の提案・協議により、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について３次元データを活用するＩＣＴ活用工事の対象工事である。

２．定義

（１）i-Constructionとは、ＩＣＴ施工技術の全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みである。本工事では、施工者の希望により、その実現に向けてＩＣＴ施工技術を活用した工事（ＩＣＴ活用工事）を実施するものとする。

（２）ＩＣＴ活用工事とは、施工プロセスの以下段階において、ＩＣＴ施工技術を全面的に活用する工事である。また、本工事では、以下①②④⑤の段階でＩＣＴ施工技術を活用することをＩＣＴ活用工事とする。

対象は、法面工等を含む一般土木工事とする。

① ３次元起工測量

② ３次元設計データ作成

③　該当なし

④　３次元出来形管理等の施工管理

⑤　３次元データの納品

３．受注者は、ＩＣＴ施工技術の活用を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合に下記４～８によりＩＣＴ活用施工を行うことができる。

４．原則、本工事においては上記①②④⑤の段階でＩＣＴ施工技術を活用することとし法面工等の施工範囲の全てで適用することとし、具体的な工事内容及び対象範囲・数量を明示し、監督職員と協議するものとする。なお、実施内容等については施工計画書に記載するものとする。

５．ＩＣＴ施工技術を用い、以下の施工を実施する。

① ３次元起工測量

受注者は、工事着手前の現場の現状を確認するとともに、設計データの作成に必要な起工測量を実施するものとし、面的な計測により効率的な確認ができる場合には以下１）～４）から選択（複数可）して測量を行うものとする。

ただし、管理断面及び変化点の計測により効率的な確認ができる場合においては以下５）～７）の管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、ＩＣＴ活用工事とする。

また、法面工等の関連施工としてＩＣＴ土工等が行われる場合、監督職員との協議の上、その起工測量データを活用することができるものとし、ＩＣＴ活用工事とする。

１）空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量

２）地上型レーザースキャナーを用いた起工測量

３）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量

４）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量

５）ＴＳ等光波方式を用いた起工測量

６）ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた起工測量

７）ＲＴＫ－ＧＮＳＳを用いた起工測量

② ３次元設計データ作成

受注者は、５．①で得られた測量データと、発注者が貸与する発注図を用いて、３次元出来形管理を行うための３次元設計データを作成する。

なお、発注者が貸与する３次元データを活用する場合もＩＣＴ活用工事とする。

また、３次元設計データ作成はＩＣＴ土工等と合わせて行うが、ＩＣＴ法面工の施工管理においては、３次元設計データ（TIN）形式での作成は必須としない。

現地合わせによる施工を行う法枠工・植生工・吹付工においては、出来形計測時に用いる設計値は従来どおりとし、３次元設計データの作成は必須としない。

③ 該当なし

④ ３次元出来形管理等の施工管理

（１）出来形管理

法面工等の施工管理において、以下１）～７）の技術から選択（複数可）して、出来形管理を実施するものとする。

また、以下１）～４）の出来形管理を行う場合は、工事検査前の工事竣工段階の目的物について点群データを取得し、⑤によって納品するものとする。

１）空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理

２）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理

３）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

４）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

５）ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理

６）ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理

７）ＲＴＫ－ＧＮＳＳを用いた出来形管理

８）地上写真測量を用いた出来形管理

なお、計測装置位置と計測対象箇所との離隔・位置関係により上記１）～７）のＩＣＴ施工技術を用いた計測によっては精度確保が困難となる部分や計測が非効率となる場合、監督職員と協議の上、写真・画像データ等と併用するなどして出来形管理を行っても良い。

⑤ ３次元データの納品

５．①②④により作成した３次元データを、工事完成図書として電子納品する。

３次元データの納品形式は、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」によるものとする。

６．上記５．①②④の施工を実施するために使用するＩＣＴ機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。

発注者は、３次元設計データの作成に必要な詳細設計において作成したＣＡＤデータを受注者に貸与する。また、ＩＣＴ施工技術の活用を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。

７．土木工事施工管理基準（案）に基づく出来形管理が行われていない箇所で、出来形測量により形状が計測出来る場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。

８．本特記仕様書に疑義を生じた場合または記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。

第３０条　ＩＣＴ活用工事（作業土工（床掘工））について

１．ＩＣＴ活用工事

本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、ＩＣＴ施工技術の全面的活用を図るため、受注者の提案・協議により、起工測量、設計図書の照査、施工、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について３次元データを活用するＩＣＴ活用工事の対象工事である。

２．定義

（１）i-Construction とは、ＩＣＴ施工技術の全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みである。本工事では、受注者の希望により、その実現に向けてＩＣＴ施工技術を活用した工事（ＩＣＴ活用工事）を実施するものとする。

（２）ＩＣＴ活用工事とは、施工プロセスの以下段階において、ＩＣＴ施工技術を全面的に活用する工事である。また、本工事においては、次の①（選択）②③⑤の段階でＩＣＴ施工技術を活用することをＩＣＴ活用工事とする。

対象は、作業土工（床掘工）を含む工事とする。

① 起工測量（選択）

② ３次元設計データ作成

③ ＩＣＴ建設機械による施工

④ 該当なし（３次元出来形管理等の施工管理）

⑤ ３次元データの納品

３．受注者は、特記仕様書に指定された作業土工以外の工種に、ＩＣＴ施工技術の活用を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合に以下４～６によりＩＣＴ施工技術の活用を行うことができる。

４.原則、本工事においては上記①（選択）②③および⑤の段階でＩＣＴ施工技術を活用することとし、作業土工（床掘工）について施工範囲の全てで適用するが、具体的な工事内容及び数量、対象範囲を明示し、監督職員と協議するものとする。なお、作業土工（床掘工）以外の工種に関するＩＣＴ施工技術の活用を提案・協議した場合は、作業土工（床掘工）と共に実施内容等について施工計画書に記載するものとする。

５．ＩＣＴ施工技術を用い、土工について以下の施工を実施する。

① 起工測量（選択）

受注者は、起工測量にあたって、従来手法による起工測量またはＩＣＴを用いた起工測量を選択できるものとし、作業土工以外の工種で取得した３次元起工測量データがある場合は、積極的に活用するものとする。

ＩＣＴを用いた起工測量としては、３次元測量データを取得するため、以下１）～７）から選択（複数選択可）して測量を行うことができるものとする。

１）空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量

２）地上型レーザースキャナーを用いた起工測量

３）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量

４）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量

５）ＴＳ等光波方式を用いた起工測量

６）ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた起工測量

７）ＲＴＫ－ＧＮＳＳを用いた起工測量

② ３次元設計データ作成

受注者は、４．③１）３次元ＭＣまたは３次元ＭＧ建設機械により施工を実施する場合、４．①で得られたデータと発注者が貸与する発注図データを用いて、ＩＣＴ建設機械による施工を行うため、３次元設計データを作成する。

③ ＩＣＴ建設機械による施工

以下１）２）に示すＩＣＴ建設機械により施工を実施する。位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。

なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則（令和７年３月３１日 国土交通省告示第２４０号）付録１測量機器検定基準２－６の性能における検定基準を満たすこと。

１）３次元ＭＣまたは３次元ＭＧ建設機械※

※ＭＣとは「マシンコントロール」、ＭＧとは「マシンガイダンス」の略称である。

建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する３次元マシンコントロール技術または、建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する３次元マシンガイダンス技術を用いて、河川・海岸・道路土工の掘削等を実施する。

２）２次元ＭＧ建設機械

建設機械の作業装置の標高をリアルタイムに取得し、オペレーターが設定した基準面との標高差を表示することにより、建設機械の作業装置を誘導する２次元マシンガイダンス技術を用いて、河川・海岸・道路土工の掘削等を実施する。

但し、現場条件により、③ＩＣＴ建設機械による施工が困難又は非効率となる場合は監督職員との協議の上、従来型建設機械による施工を実施してよいものとするが、丁張設置等には積極的に３次元設計データ等を活用するものとする。

④ ３次元出来形管理等の施工管理

作業土工であるため、該当しない。

⑤ ３次元データの納品

４．②により作成した３次元設計データを工事完成図書として電子納品する。

ただし、１－３①において、３次元起工測量を実施した場合は、取得した３次元測量データも３次元データ納品の対象とする。

６．上記４．①（選択）②③の施工を実施するために使用するＩＣＴ機器類は、受注者が調達すること。

また、施工に必要な施工用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。

発注者は、３次元設計データの作成に必要となる詳細設計において作成したＣＡＤデータを受注者に貸与する。また、ＩＣＴ施工技術の活用を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。

７．本特記仕様書に疑義を生じた場合または記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。

第３１条　ＩＣＴ活用工事における適用（用語の定義）について

１．図面

図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更または追加された設計図、工事完成図、３次元モデルを復元可能なデータ（以下「３次元データ」という。）等をいう。

なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督職員が書面により承諾した図面を含むものとする。

第３２条　ＩＣＴ活用工事の費用について（ＩＣＴ活用工事（土工））

１．ＩＣＴ施工技術を活用する項目については、以下の積算要領に基づき費用を計上しているが、「３次元起工測量・３次元設計データの作成費用」及び「３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用」については、当初は計上していない。

・ＩＣＴ活用工事積算要領

・ＩＣＴ活用工事（砂防土工）積算要領

・ＩＣＴ活用工事（河床等掘削）積算要領

実施した場合は、以下の（１）（２）により設計変更の対象とし、費用を計上する。

（１）３次元起工測量・３次元設計データの作成費用

３次元起工測量・３次元設計データの作成（修正含む）を実施した場合は、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとし、発注者は、費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とする。

なお、受注者から見積の提出がない場合は、「３次元起工測量・３次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。

（２）３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用

出来形管理の計測範囲において、１m間隔以下（１点/㎡以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、３次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法（面管理）を実施し、３次元データ納品を行った場合の費用の計上方法については、受注者より提出された見積により費用の妥当性を確認することとし、官積による算出方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正係数を乗じるものとする。

なお、受注者は、発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとする。受注者からの見積により算出される金額が以下の補正係数を乗じて算出される金額を下回る場合は、見積により算出される金額を積算計上額とする。

また、受注者から見積の提出がない場合は、３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。

・共通仮設費率補正係数：1.2

・現場管理費率補正係数：1.1

上記費用の対象となる出来形管理は、以下の１）～４）とし、それ以外の出来形管理の費用は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため、別途計上は行わない。

１）空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理

２）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理

３）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

４）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

２．施工合理化調査を実施する場合はこれに協力すること。

第３３条　ＩＣＴ活用工事の費用について（ＩＣＴ活用工事（舗装工））

１．受注者が、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに、舗装工及び付帯設備設置工に関するＩＣＴ施工技術の具体的な工事内容・数量及び対象範囲について明示し、発注者へ提案・協議を行い、協議が整った場合、ＩＣＴ施工技術を活用する項目については、以下の積算要領に基づき各段階を設計変更の対象とする。

・ＩＣＴ活用工事（舗装工）積算要領

なお、「３次元起工測量・３次元設計データの作成費用」及び「３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用」の費用計上の考え方は以下のとおりである。

（１）３次元起工測量・３次元設計データの作成費用

３次元起工測量・３次元設計データの作成（修正含む）を実施した場合は、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとし、発注者は、費用の妥当性を確認した上で設計

変更の対象とする。

なお、受注者から見積の提出がない場合は、「３次元起工測量・３次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。

（２）３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用

出来形管理の計測範囲において、１m間隔以下（１点/㎡以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、３次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法（面管理）を実施し、３次元データ納品を行った場合の費用の計上方法については、受注者より提出された見積により費用の妥当性を確認することとし、官積による算出方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正の補正係数を乗じるものとする。

なお、受注者は、発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとする。受注者からの見積により算出される金額が以下の補正係数を乗じて算出される金額を下回る場合は、見積により算出される金額を積算計上額とする。

また、受注者から見積の提出がない場合は、３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。

・共通仮設費率補正係数：1.2

・現場管理費率補正係数：1.1

上記費用の対象となる出来形管理は、以下の１）～４）とし、それ以外の出来形管理の費用は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため、別途計上は行わない。

１）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理

２）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

３）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

４）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

受注者が、契約後施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに、舗装工以外の工種に関するＩＣＴ活用について発注者へ提案・協議を行う。また、舗装工についてもＩＣＴ活用に関する具体的な工事内容・数量及び対象範囲を明示し、協議がなされ、それぞれの協議が整った場合、ＩＣＴ活用の実施に関わる項目については、各段階を設計変更の対象とする。

２．施工合理化調査を実施する場合はこれに協力すること。

第３４条　ＩＣＴ活用工事の費用について（法面工）

１．受注者が、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までにＩＣＴ活用の具体的な工事内容・数量及び対象範囲について明示し、監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合、ＩＣＴ施工技術を活用する項目については、以下の積算要領に基づき以下の（１）（２）により費用を計上することとする。

・ＩＣＴ活用工事（法面工）積算要領

（１）３次元起工測量・３次元設計データの作成費用

３次元起工測量・３次元設計データの作成（修正含む）を実施した場合は、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとし、発注者は、費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とする。

なお、受注者から見積りの提出がない場合は、「３次元起工測量・３次元設計データの作成費用」

は計上しないものとする。

（２）３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用

出来形管理の計測範囲において、面的に座標を取得し、ソフトウェア上で面の法長・高さ等の出来形管理を実施し、工事検査前の工事竣工段階の目的物について点群データを取得し、３次元データ納品を行った場合、標記費用の対象とする。

費用の計上方法については、受注者より提出された見積により費用の妥当性を確認することとし、官積による算出方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正の補正係数を乗じるものとする。

なお、受注者は、発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとする。受注者からの見積により算出される金額が以下の補正係数を乗じて算出される金額を下回る場合は、見積により算出される金額を積算計上額とする。

また、受注者から見積の提出がない場合は、３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。ただし、法面工（ＩＣＴ）と同時に実施する土工（ＩＣＴ）等他工種において補正係数を乗じる場合は適用しない。

・共通仮設費率補正係数：1.2

・現場管理費率補正係数：1.1

上記費用の対象となる出来形管理は、以下の１）～４）とし、それ以外の出来形管理の費用は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため、別途計上は行わない。

１）空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理

２）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理

３）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

４）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

なお、以下の５）～８）による出来形管理を実施した場合は、「３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用」については、計上しない。

５）ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理

６）ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理

７）ＲＴＫ－ＧＮＳＳを用いた出来形管理

８）地上写真測量を用いた出来形管理

２．施工合理化調査を実施する場合はこれに協力すること。

第３５条　ＩＣＴ活用工事の費用について（作業土工（床掘工））

１．受注者が、契約後施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに、作業土工（床掘工）及び作業土工（床掘工）以外の工種に関するＩＣＴ活用の具体的な工事内容・数量及び対象範囲について明示し、監督職員へ協議を行い、協議が整った場合、ＩＣＴ施工技術の活用を実施する項目については、各段階を設計変更の対象とし、以下の積算要領より費用を計上することとする。

・ＩＣＴ活用工事（導入型）積算要領

・ＩＣＴ活用工事（作業土工（床掘工））積算要領

ただし、監督職員の指示に基づき、３次元起工測量を実施するとともに３次元設計データの作成を行った場合は、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積書を提出するものとする。

２．施工合理化調査を実施する場合はこれに協力すること。

第３６条　ＩＣＴ活用工事の活用効果等に関する調査

ＩＣＴ活用工事を行った施工者は、活用目的等の把握のための「ＩＣＴ活用工事の活用効果等に関する調査」の対象であり、別途監督職員より指示される調査票に基づき実施するものとする。

施工者は、工事完了後直ちに調査票を監督職員へ提出・確認後、発注者が指示するメールアドレスまで調査票を電子メールにより提出すること。また調査票の聞き取り調査等を実施する場合はこれに協力するものとする。

調査費用については当初は計上していないため、設計変更の対象とする。

第３７条　現場環境改善（快適トイレの設置）

１．内 容

受注者は、現場に以下の（１）～（11）の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

（12）～（17）については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

（１）洋式（洋風）便器

（２）水洗及び簡易水洗機能
（し尿処理装置付き含む）

（３）臭い逆流防止機能

（４）容易に開かない施錠機能

（５）照明設備

（６）衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を５kg 以上とする）

【付属品として備えるもの】

（７）現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示

（８）周囲からトイレの入口が直接見えない工夫

（９）サニタリーボックス
（女性用トイレに必ず設置）

（10）鏡と手洗器

（11）便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

（12）室内寸法 900㎜×900㎜ 以上（面積ではない）

（13）擬音装置（機能を含む）

（14）着替え台

（15）臭気対策機能の多重化

（16）室内温度の調整が可能な設備

（17）小物置き場
（トイレットペーパー予備置き場等）

２．快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記１の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】（１）～（６）及び【付属品として備えるもの】（７）～（11）の費用については、従来品相当を差し引いた後、57,000 円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量は、現場毎に必要性を協議の上、決定する 。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、積算上限額を超える費用については、現場環境改善費(率)を想定しており、別途計上は行わない。

３．快適トイレの「質の向上」に要する費用

快適トイレの「質の向上」として、積算上限額を超える費用について現場環境改善費（率）を充当することができる。現場環境改善費（率）の充当を希望する場合は、上記２．の協議時に見積書を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとする。

なお、現場環境改善費（率）を充当することにより、特記仕様書に明示されたその他の費目の実施が困難な場合には、実施費目数の変更を合わせて協議することとする。

４．その他

快適トイレの手配が困難の場合は、監督職員と協議の上、本条項の対象外とする。

第３８条　BIM/CIM 適用工事について

本工事は、BIM/CIM 適用工事（受注者希望型）である。受注者が希望する場合、３次元モデルの活用を提案することができる。詳細については、受発注者で協議し実施する。

（参考）３次元モデル作成の目安

詳細度	２００～３００程度※1 ※１　構造形式がわかるモデル～主構造の形状がわかるモデル
属性情報	３次元形状データが何を表すかを識別する情報をオブジェクトごとに属性情報として設定する（BIM/CIM 取得要領「附属資料３　オブジェクト分類」を参照）。

１．BIM/CIM 実施計画書の作成

受発注者において、BIM/CIM の実施内容や、納品方法等を協議し決定した結果を「BIM/CIM 実施計画書」として整理し、提出する。内容に変更が生じた場合は、受発注者間で協議し、BIM/CIM 実施（変更）計画書を作成する。

また、作成した BIM/CIM 実施計画書（変更含む）に基づき、本工事を実施する。

１）工事概要

２）整理すべき課題

３）BIM/CIM の実施内容（３次元モデルの活用内容、期待する効果等）

４）３次元モデルの作成仕様（作成範囲、詳細度、属性情報、別業務等で作成された３次元モデルの仕様等）

５）３次元モデル作成に用いるソフトウェア、オリジナルデータの種類

６）３次元モデル閲覧、データ共有ができるソフトウェアの種類、成果物の納品ファイル形式

７）３次元モデルの作成・活用に要する費用

２．BIM/CIM 実施報告書の作成

BIM/CIM 実施計画書に基づき実施した内容について、BIM/CIM 実施報告書を作成する。以下の内容を BIM/CIM 実施計画書に追記して作成する。

８）後段階への引継事項（データかつ用事の留意点、更なる検討が必要な内容、２次元図面との整合等）

９）省人化の効果（前段階から引き継いだデータの活用により省人化した効果、３次元での検討により省人化した効果等）

３．成果物の納品

以下の内容を納品する。様式については別添資料を参照すること。

１）BIM/CIM 実施計画書・見積書（変更含む）

２）BIM/CIM 実施報告書（３次元モデル作成引継書シート、３次元モデル照査時チェックシートを含む）

３）作成した３次元モデル（オリジナルデータ、標準的なデータ形式（J-LandXML 形式、IFC 形式）、統合モデル、動画等）

４．その他

最新の情報はBIM/CIMポータルサイトで提供されているので、適宜参照すること。

（https://www.nilim.go.jp/lab/qbg/bimcim/bimcimindex.html）

第３９条　工事中の安全確保

１．工事の施工にあたっては、関東地方整備局長が定める「重点的安全対策」について留意し、工事事故の防止を図らなければならない。

なお、令和８年度における重点的安全対策項目は以下の７項目である。

Ⅰ．架空線等上空施設の損傷事故防止

Ⅱ．建設機械等の稼働に関連した人身事故防止

Ⅲ．資機材等の下敷きによる人身事故防止

Ⅳ．足場・法面等からの墜落事故防止

Ⅴ．地下埋設物の損傷事故防止

Ⅵ．第三者の負傷・第三者車両等に対する損害

Ⅶ．事故防止

２．受注者は、工事に従事する就業制限業務及び作業主任者を選任する業務における資格者のうち、資格取得後一定期間経過した資格者に対し、次に掲げる再教育の受講が推進されるよう努めるものとする。

①労働安全衛生法第19条の2に基づく足場組立等作業主任者等に対する能力向上教育

②労働安全衛生法第60条の2に基づく車両系建設機械運転従事者、移動式クレーン運転士、玉掛業務従事者等に対する危険有害業務従事者教育

③厚生労働省通達に基づくドラグ・ショベル運転業務従事者等に対する危険再認識教育

３．工事の施工にあたっては、工事等の時期、工事等の方法の概要 及び 工事等を行なう場合における道路交通に対する措置について「道路工事保安施設設置基準（令和元年５月）」に基づき監督職員へ確認を行うものとする。

４．工事中看板、工事情報看板及び工事説明看板の記載内容及び設置箇所については、監督職員の承諾を得るものとする。

５．工事期間中に配置する交通誘導警備員は、以下のとおり計上するものとする。ただし、交通管理者等との協議条件など社会的要件、現地精査に基づき配置人員の変更が必要になった場合は、監督職員

と協議するものとする。

配置場所	作業区分	交通誘導警備員	配置時期	備考
渡良瀬川左岸１４．０ｋ付近	昼間作業	１人（うち有資格誘導員０人）	土砂運搬時	
渡良瀬川左岸２３．０ｋ付近高水敷	昼間作業	１人（うち有資格誘導員０人）	土砂運搬時	

６．試掘及び埋設物の防護

施工にあたり、地下埋設物に影響を与える箇所について埋設物の管理者と協議し、必要と判断された場合は、試掘の実施について監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

また、現場条件等により埋設物の防護が必要な場合には、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

７．UAV 等を使用する際の安全面への配慮について

受注者は、起工測量等において UAV 等を使用する場合、安全面への配慮として「公共測量における UAV の使用に関する安全基準（案）」（国土地理院・平成 28 年 3 月）に基づいて UAV 等を使用すること。

第４０条　熱中症対策に資する現場管理費の補正

１．本工事は、夏季における真夏日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に掛かる経費に関して「熱中症対策に資する現場管理費の補正」を行う試行工事である。

２．真夏日の考え方は下記のとおりである。

（１）真夏日の定義

日最高気温が 30℃以上の日を指す。

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が 30℃以上の場合とする。

（２）試行にあたっての真夏日の計上の考え方

下記①～③のいずれかに該当する場合、真夏日として計上する。

① 環境省が公表している暑さ指数（WBGT）が日最高 25℃以上の場合。

施工現場から最寄りの環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）が 25℃以上のなる日を、真夏日とする。

② 気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が 30℃以上の場合。

施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温が 30℃以上の日を、真夏日とする。

③ 夜間工事については、作業時間帯の最高気温が 30℃以上の場合。

施工現場から最寄りの観測地点における作業時間帯の最高気温が 30℃以上、又は WBGT が 25℃以上の場合は、真夏日とする。

なお、休工日においては、上記に該当した場合でも真夏日としては計上しない。上記①～③によりがたい場合は、監督職員と協議すること。

（３）工期

工事着手から工事完成日までの期間を指す。なお、年末年始休暇６日間、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

（４）基準日

受発注者協議により、「基準日」を定めるものとする。「基準日」は工事着手日を基本とする。当該「基準日」より工期末までの期間のうち、真夏日にあたる日数を算出する。なお、夏季休

暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止期間、現場休工日は含まないものとする。

（５）真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

・真夏日率＝基準日から工期末までの真夏日÷工期

（６）現場管理費の補正

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行うものとする。

・補正率（%）＝　真夏日率　×　補正係数※

※真夏日補正係数：　１．２

第４１条　安全管理推進技術査等認定について

１．概要

関東地方整備局（港湾・空港部・営繕部関係を除く）が発注した工事（以下、「直轄工事」という）において、無事故で完成させた技術者に対して、「安全管理推進技術者」（以下、「認定技術者」という）として認定する

２．認定条件

対象とする技術者は、以下の条件によって認定する。

・直轄工事において、無事故にて完成させた「安全管理担当者」として、施工期間中、全ての工事（準備工を除く）に従事した者。なお、「安全管理担当者」とは、施工体制上、受注者が配置する「統括安全衛生責任者」、「元方安全衛生管理者」、「ずい道等救護技術管理者」、「店社安全衛生管理者」、「工事現場責任者」として安全管理に従事した者で、現場代理人または、主任（監理）技術者が兼務した場合も認定するものとする。

・直轄工事にて、認定技術者として過去５回認定された者については、「優秀安全管理推進技術者」（以下、「優秀認定技術者」という）として認定する。

３．認定技術者の認証

・認定技術者及び優秀認定技術者に認定された者については、「安全管理推進技術者認定ロゴマーク」（以下、「認定ロゴマーク」という）を「企業の名刺」、「ヘルメット貼付」等に使用（印刷、シール）することができる。

・紛失等による認定書の再発行は行わない。

・「認定ロゴマーク」については、当該地方整備局管内で行う直轄工事のみに使用でき、それに要する費用は、当該企業が負担するものとする。

４．認定技術者の認証期間

認定技術者へ授与した認証については、その使用期間に制限を設けないものとする。

５．不適切事項への措置による認証の取り扱い

認定技術者が関係する工事にて、粗雑工事等の発覚より、関東地方整備局から措置（指名停止、文書注意、口頭注意）を受けた場合であっても、過去の認証の取り消しは行わない。ただし、工事完成後、安全管理に関して不適切な事象が発覚した場合、または、不正による認定取得が確認された場合については、認定を取り消す。

第４２条　交通誘導警備員の資格

交通誘導警備員については、資格者（警備業法第 23 条に規定する都・県公安委員会の行う 1 級又は 2 級検定に合格した者）又は、経験 1 年以上の者を配置すること。

なお、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第４３条　架空線等事故防止対策

１．施工に先立ち本工事区間に近接する架空線等上空施設については、貸与された資料等を確認のうえ、詳細については、現地で確認するものとする。

２．現地調査等により確認された架空線等上空施設については、種類、位置（場所、高さ等）及び管理者等をとりまとめ、監督職員に報告するものとする。

また、その防護等の処置方法を含めた取り扱い方法等について、施工計画書に明示し監督職員に提出するものとする。

３．架空線等上空施設が工事現場内等にある場合は、関係法令並びに、「公衆災害防止マニュアル（河川部運用案）【架空線等上空施設編】（平成２８年１２月 関東地方整備局 河川部）」等を参考とし、公衆災害等の事故防止対策を実施するものとする。

なお、本マニュアルは関東地方整備局 HP＞河川＞技術情報に掲載している。

（http://www.ktr.mlit.go.jp/river/gijyutu/index00000000.html）

第４４条　環境対策（共通仕様書 1-1-1-35）

受注者は、本工事の資材、建設機械の使用にあたっては、必要とされる強度や耐久性、機能の確保等に留意しつつ、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定められた国土交通省の特定調達品目（以下、「特定調達品目」という）の使用を積極的に推進するものとする。設計図書に定めがあるものについて、特定調達品目への変更が可能である場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。ただし、東日本大震災の影響により、特定調達品目の使用が困難な場合には、監督職員と協議するものとする。

受注者は、特定調達品目の調達実績の集計を行い、監督職員が指示する日までに、電子データにより監督職員に提出するものとする。集計の方法については、監督職員より指示する。

第４５条　環境対策（建設機械の使用）（1-1-1-35）

発注者は、本工事において「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（昭和 62 年 3 月 30 日建設省経機第 58 号）に基づき、低騒音型建設機械の使用原則を図られた場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。

第４６条　舗装版切断時に発生する濁水の適正な処理

舗装版切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものする。回収された排水については、地方公共団体の取扱規則等に基づき適正に処理しなければならない。

なお、舗装版切断時に発生する濁水の運搬・処理費用については当初見込んでいないが、建設資材廃棄物に該当するため、適正な処理方法について選定し監督職員と協議すること。

なお、濁水の運搬・処理費用等、必要と認められる経費についても契約変更の対象とする。

「適正に処理」するとは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（請負業者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分性状等）を処理業者に提供することが必要である。

なお、受注者は、排水の処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督職員から請求があった場合は提示しなければならない。

第４７条　交通安全管理（工事現場管理）（共通仕様書 1-1-1-37）

受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

１．積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。

２．さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。

３．過積載車輌、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。

４．取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行った場合、さし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。

５．建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。

６．以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

第４８条　交通安全管理（特殊車両通行許可関係図書の確認及び提出）（共通仕様書 1-1-1-37）

共通仕様書１－１－１－３７交通安全管理第１４項における道路法第４７条の２に基づく通行許可の確認は、下記について実施するものとする。また監督職員からの求めがあった場合には確認結果等を提示しなければならない。

① 当該車両に関する特殊車両通行許可証

② 現場到着地点及び現場出発時における荷姿（荷姿全景、ナンバープレート等通行許可証と照合可能な写真を撮影しておくこと）

③ 車両通行記録計（タコグラフ）（夜間走行条件の場合のみ）

なお、当該車両の特殊車両通行許可証については、当該経路に関する部分の写しを、共通仕様書１－１－１－４０官公庁等への手続等第３項に基づき、監督職員へ提示するものとする。

第４９条　現場環境改善

１．現場環境改善として実施する内容は、下記のとおりとするが、現場条件等により実施が困難になった場合には、監督職員と協議するものとする。

(1) 仮設備関係

環境負荷の低減を実施するものとする。

(2) 営繕関係

現場休憩所の快適化を実施するものとする。

(3) 安全関係

盗難防止対策（警報器等）を実施するものとする。

(4) 地域連携

デザイン工事看板（各工事ＰＲ看板含む）の掲示、社会貢献を実施するものとする。

２．現場環境改善については具体的な内容、実施時期について施工計画書に含め提出するものとする。

３．主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策については、工事契約後、監督職員と協議するものとし、現場環境改善費（率）の１００%を上限として設計変更の対象とする。

第５０条　工　期

１．工期は、雨天・休日等６２日を見込み、契約の翌日から令和９年３月３１日までとする。なお、休日には、日曜日・祝日・年末年始及び夏季休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。

工期には、施工に必要な実日数（実働日数）以外に以下の事項を見込んでいる。

①　準備期間	４０日間
②　片付け期間	２０日間
③雨休率（実働工期日数以外に休日と悪天候により作業が出来ない日数を見込むための係数　実働日数×係数）	１．６９

※雨休率を算出した際の日換算した年間の作業不能日は以下の通りである。（当該工事の作業不能日ではない。）

イ）１日の降雨・降雪量が１０㎜/日以上の日：４日間

ロ）８時から１７時までの WBGT 値が３１以上の時間を足し合わせた日数：０日間（該当日無し）

（少数第１位を四捨五入（整数止め）し、日数換算した日数）

過去５か年（2021 年～2025 年）の国土交通省（足利雨量観測所）及環境省（佐野・桐生地点）のデータより年間の平均発生日数を算出（雨休率を算出した際の日換算した年間の作業不能日）

２．著しい悪天候や気象状況より工程（官積算）で見込んでいる「天候等による作業不能日」以上に作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

３．後片付け期間に検査に要する各種電子データの作成を行うことを想定しているが、更なる期間が必要な場合は、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

４．本工事の工期は出水期間を含んでいる。

５．６月１日から１０月３１日を出水期間とし、河川区域及びその周辺で工事を行ってはならないが、下記に示す工種等においてはこの限りではない。

なお、既存堤防の治水上の安全を下げないよう留意すること。

（１）準備・後片付け

６．本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間と実工事期間を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、契約を締結するまでの間に、別紙様式－１６により、工事の始期及び終期を通知すること。

余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結日の翌日から令和９年３月３１日まで

契約締結後において、工期の始期の変更の必要が生じた場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。なお、条件の変更がない場合

において、契約時に設定した工期の変更は行わない。

第５１条　工事工程クリティカルパスの共有

受注者は、現場着手前（準備期間内）に設計図書等を踏まえた工事工程表（クリティカルパスを含む）を作成し、監督職員と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者（「発注者」又は「受注者」）を明確にすること。

施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。

① 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
② 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合
③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
④ 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

第５２条　工事工程表の開示の試行工事

１．本工事は、工期設定の根拠とした工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続きなどの進捗状況を踏まえた工事工程表を開示するとともに、設計審査会等において工事工程クリティカルパスの共有や発注者が作成する工程と受注者が作成する工事工程の工事工程の照合（クロスチェック）を行うことにより、適切な工期設定の取組を行う「工事工程表の開示の試行工事」である。
２．工事契約後、設計審査会等において、「前条 工事工程クリティカルパスの共有」により作成した工事工程表を確認し、受注者・発注者間でクリティカルパスの共有を行うものとする。
３．設計審査会等において、発注者が開示した工事工程表（別紙－５）との照合（クロスチェック）を実施し、必要に応じて工期延伸の判断について審査を行うなど、適正な工事工程の確保に努めるものとする。
４．本試行に関するアンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。

第５３条　低炭素型コンクリート試行工事（プレキャスト）

本工事は、建設関連業界等のカーボンニュートラルに向けた取組を促進するとともに、調達上の課題等を検証するため、セメント置換率の高いコンクリートなどのコンクリート製造時の CO2 排出量（コンクリートの材料の CO2 排出を含む）を削減した「プレキャスト製品による低炭素型コンクリート」の試行工事である。

①低炭素型コンクリート製品の規定・確認

低炭素型コンクリートはポルトランドセメントの置換率が５５%以上のもの又はこれと同等以上の CO2 排出削減効果のあるものとする。受注者は、低炭素型コンクリート製品の購入前に、以下が確認出来る資料を監督職員に提出し、施工数量について監督職員と協議するものとする。

・低炭素型コンクリート製品の出荷を予定している工場の所在
・低炭素型コンクリート製品の出荷を予定している工場と施工現場までの運搬距離
・低炭素型コンクリート製品の見積書

・低炭素型コンクリート製品による CO2 排出削減効果（算出可能な場合に限る）

低炭素型コンクリート製品の配合品質証明書等を監督職員に提出し、監督職員は置換率が５５%以上であること又は同等以上の CO2 排出削減効果があることを確認するものとする。なお、費用対効果等を考慮し、低炭素型コンクリートを使用しない場合がある。

②試行工事の実施に要する費用

当該試行工事の実施に要する低炭素型コンクリート製品の費用は見積によるものとし、設計変更の対象とする。

③試行結果の検証への協力

試行にあたり受注者は実施状況や結果検証のための調査に協力するものとする。

第５４条　悪天候等により工期変更が必要となる場合の協議を簡素化する試行

１．受注者は、著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生し、工期内に工事を完成することが困難な場合はその理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

著しい悪天候とは、当該工事の工期月の雨休率が、直近５カ年における工期月の雨休率の平均値を超える場合をいう。

工期月とは、工事着手日から工事完成予定日までの期間のうちの、工期の延長変更請求時までにかかる月（ただし、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は除く）をいう。

なお、本工事の降雨降雪日は、足利雨量観測所（国土交通省のデータ）における１ 日の降雨・降雪量雨が 10㎜ 以上/日の日を想定している。

２．本試行のアンケート調査を行う場合は、これに協力すること。

第５５条　個人情報の取扱について

１．基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）第 66 条第２項第１号の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

２．秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

３．取得の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

４．利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

５．複写等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者

から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

６．再委託の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。

なお、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）には、受注者は当該第三者に対して、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）第 66 条第２項第４号に基づく個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じさせなければならない。

７．事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

８．資料等の返却等

１）受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。なお、発注者の指示又は承諾により個人情報が記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書（別紙－２）を発注者に提出しなければならない。

２）前項の規定は、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）において準用する。

９．管理の確認等

発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

１０．管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

１１．従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第５６条　新技術の活用「新技術の定義」

１．本工事は、新技術活用の促進を図ることを目的とした、新技術活用工事である。

２．新技術の定義

新技術活用の原則化における新技術の定義は以下による。

①技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されている技術

②公共工事等において実用段階に達している技術

③当該技術の適用範囲において従来技術に比べて活用の効果が同程度以上の技術又は同程度以上と見込まれる技術

④実用段階に達していない技術又は要素技術など研究開発段階にある技術であって国により導入促進を図る技術

3．対象とする新技術

新技術活用の原則義務化の対象とする新技術は以下のとおりとする。

1）新技術情報提供システム（NETIS）登録技術

URL　http://www.netis.mlit.go.jp

2）NETIS のテーマ設定型の技術比較表に掲載されている技術

3）新技術導入促進（Ⅱ）型により活用する技術

4）新技術のニーズ・シーズマッチングにより現場実証し、従来技術と同等以上と確認できた技術

対象とする技術は、NETIS「マッチング」に掲載された技術のうち、「普及促進技術」に該当するものとする。

なお、NETIS 掲載期間終了技術は対象外とする。

第５７条　新技術の活用（施工者選定型）

1．本工事は、施工者が原則１技術以上の新技術を選択したうえで活用を図る新技術活用工事である。

2．本工事において、第６３条　新技術の活用「新技術の定義」３．対象とする新技術に示す 1)～4)の技術が選定されていない場合、受注者は施工に先立ち、当該工事内容について十分把握の上、新技術を原則一つ以上選定し、監督職員の承諾を得た上で活用するものとし、活用する新技術の名称及び内容等を施工計画書に記載するものとする。活用する新技術が NETIS 登録技術の場合は新技術活用計画書も提出するものとする。

3．受注者は、選定した新技術が第５７条　新技術の活用「新技術の定義」３．対象とする新技術に示す 1)～4)のいずれの新技術であるか確認できるよう、施工計画書に記載する。

4．当該技術については、設計図書等で定められた事項に係る部分でない場合は、設計変更の対象としない。

5．受注者は、試行現場照会中の技術を活用する場合において当該技術の施工にあたり NETIS 申請者が実施する「試行調査」に協力するものとする。なお、試行調査に係る費用は NETIS 申請者が負担する。

6．試行現場照会中の技術を活用する場合、当該工事の実施箇所において標準的に使用される技術の施工費相当額を超える費用については、試行調査に係る費用とみなし、NETIS 申請者の負担とする。

7．受注者は、活用する新技術が情報種別記号「－ＶＥ」以外の NETIS 登録技術の場合は、当該技術の施工にあたり「活用効果調査」を行うものとする。「活用効果調査」は、「新技術情報提供システム(NETIS)」より作成し、監督職員に提出するものとする。

8．受注者は、本工事によって知り得た当該技術に係わる情報は、監督職員の許可なく公表してはならない。

第５８条　建設現場の遠隔臨場の実施

1．建設現場における遠隔臨場の実施

「建設現場の遠隔臨場の実施」は受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（監督員）における」「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」を目指し、動

画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）とＷｅｂ会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」の遠隔臨場を行うものとする。

なお、遠隔臨場の実施にあたっては「建設現場における遠隔臨場に関する実施要領（案）R5.3」を参考に実施するものとする。

URL　https://www.mlit.go.jp/tec/content/001594449.pdf

２．遠隔臨場を適用する工種、確認項目

現場での適用・不適用については、受発注者間にて協議の上、適用する工種・確認項目を選定することとする。

３．実施内容

(1)　段階確認・材料確認、立会での確認

① 受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により取得した映像及び音声をＷｅｂ会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」を行うものとする。

② 確認実施者が現場技術員の場合、現場技術員は使用するPC にて遠隔臨場の映像（実施状況）を画面キャプチャ等で記録し、情報共有システム（ASP）等に登録して保管する。（従来の立会資料の管理と同様とする。）

(2)　動画撮影

動画撮影は、撮影者の安全を確保するため、撮影者が移動の際に横転等が考えられるいわゆる「歩きスマホ」（カメラを手に持って歩きながら撮影）での撮影はしないこと。

動画撮影は、静止して撮影又は撮影者のヘルメットや胸ポケットにつける等の安全に配慮するものとする。

(3)　機器の準備

遠隔臨場に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）やＷｅｂ会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員等と協議し決定するものとする。

なお、配信に利用するシステムは、「パッケージ化したシステム」、「情報共有システム（ASP）」、「Web 会議システム（teams、zoom 等）」等、いずれのシステムを利用してもよい。

(4)　遠隔臨場を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行うものとする。対応方法に関しては、確認場所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。

なお、本項目は受発注者間で協議し、別日の現場臨場に変更することを妨げるものではない。

(5)　フォローアップ調査

工事完了時に別紙様式-19 を監督職員へ提出するものとする。

また、遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。

詳細は、監督職員の指示によるものとする。

(6)　費用

遠隔臨場にかかる費用については、工事実施に必要な施工管理費として、全必要額を技術管理費に積み上げ計上し、設計変更するものとする。

なお、機器の手配は、基本的にはリースとし、その賃料を計上するものとするが、やむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合は、その購入費に、機器の耐用年数に対する使用期間（日単位）

割合を乗じた分を計上することとする。また、受注者が所持する機器を使用する場合も、基本的には同様の考え方とするものとする。

(7) 不正行為

遠隔臨場において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準　令和 7 年 12 月 12 日（国不建第 121 号）」等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第５９条　建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

１．建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

「遠隔臨場を活用した工事検査」は、受注者における「工事検査に伴う移動時間の削減や工事関係書類の簡素化」や発注者（監督職員・検査職員）における「現場実地（現場臨場）の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）と Web 会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査項目を遠隔で行うものである。なお、遠隔臨場による工事検査は、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』の内容に従い実施する。

２．遠隔臨場を活用した工事検査の対象

遠隔臨場を活用した工事検査は、完成検査、中間技術検査、既済部分検査、完済部分検査における、工事実施状況、出来形、品質、出来ばえの各検査項目を対象とし、以下の表に示す。また、全ての検査を対象とするが、現場条件や、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ、従来方法（対面書類検査、現場実地検査）を選択することも可能である。

凡例　○：遠隔臨場による工事検査の対象

	工事実施状況	出来形		品質		出来ばえ	
	書類	書類	実地	書類	実地	書類	実地
完成検査	○	○	○	○	○	○	○
中間技術検査	○	○	○	○	○	○	○
既済部分検査	○	○	○	○	○	○	○
完済部分検査	○	○	○	○	○	○	○

３．遠隔臨場を活用した工事検査を適用する検査項目

現場条件により遠隔臨場による工事検査の適応性が一致しない場合も想定されることから、検査項目での適用・不適用については、監督職員が検査職員と調整・決定し、受注者に遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目を連絡する。遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目については、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ判断する。

４．実施内容

(1) 技術検査、工事検査での実施

受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）により取得した映像及び音声を Web 会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査を実施するものである。

(2) 機器の準備

遠隔臨場による工事検査に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員と協議し決定するものとする。

(3) 遠隔臨場による工事検査を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場による工事検査が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で予備日を取り決めて検査日を連絡する。

(4) 効果の検証

遠隔臨場による工事検査を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

(5) 費用

遠隔臨場による工事検査にかかる費用については、受発注者間の協議を踏まえ、技術管理費に積上げ計上する。なお、監督業務で遠隔臨場を実施する工事については、遠隔検査を行うために追加で要する費用が生じた場合に監督職員と協議するものとする。

(6) 不正行為

遠隔臨場による工事検査において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、『建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和 7 年 12 月 12 日（国不建第 121 号）』等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第６０条　契約後ＶＥ方式

１．定義

「ＶＥ提案」とは、契約書第 19 条の２の規定に基づき、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案である。

２．ＶＥ提案の意義及び範囲

１）受注者がＶＥ提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のものとする。

２）以下の提案は、ＶＥ提案の範囲に含まないものとする。

(1)施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案。

(2)契約書第 18 条に規定された条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案。

(3)提案の実施に当たり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案。

３．ＶＥ提案書の提出

１）受注者は、前項のＶＥ提案を行う場合は、次に掲げる事項をＶＥ提案書（別紙様式－１～４）に記載し、発注者に提出しなければならない。

(1)設計図書に定める内容とＶＥ提案の内容の対比及び提案理由

(2)ＶＥ提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）

(3)ＶＥ提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠

(4)発注者が別途発注する関連工事との関係

(5)工業所有権等の排他的権利を含むＶＥ提案である場合、その取扱いに関する事項

(6)その他ＶＥ提案が採用された場合に留意すべき事項

２）発注者は、提出されたＶＥ提案書に関する追加的資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。

３）受注者は、前項のＶＥ提案を契約の締結日より、当該ＶＥ提案に係る部分の施工に着手する３５日前までに、発注者に提出できるものとする。

４）ＶＥ提案の提出費用は、受注者の負担とする。

４．ＶＥ提案の審査

提出されたＶＥ提案は、施工の確実性、安全性が確保され、かつ設計図書に定める工事の目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位であると判断されるものについては、ＶＥ提案として採用することを原則として審査を行い、当該提案の採否を決定するものとする。

５．ＶＥ提案の採否等

ＶＥ提案の採否について、原則として、ＶＥ提案の受領後 14 日以内に書面（別紙様式－５）により通知するものとする。ただし、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。また、ＶＥ提案を採用しなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

６．ＶＥ提案を採用した場合の設計変更等

１）ＶＥ提案を採用した場合において、必要があるときは、発注者は設計図書の変更を行わなければならない。

２）前項の規定により設計図書の変更が行われた場合において、発注者は、必要があるときは請負代金額を変更しなければならない。

３）前項の変更を行う場合においては、ＶＥ提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 10 分の 5 に相当する金額（以下「ＶＥ管理費」という。）を削減しないものとする。

４）ＶＥ提案を採用した後、契約書第 18 条の条件変更が生じた場合、発注者がＶＥ提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。なお、ＶＥ管理費については、原則として変更しないものとする。

７．ＶＥ提案の活用と保護

評定の結果、当該ＶＥ提案内容の活用が効果的であると認められた場合は、他の工事においても積極的に活用を図るものとする。その場合、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、当該権利の保護に留意するものとする。

８．責任の所在

発注者がＶＥ提案等を採用し、設計図書の変更を行った場合においても、ＶＥ提案を行った受注者の責任が否定されるものではない。

第６１条　生産性向上チャレンジ工事

１．試行の実施

本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

２．試行の内容

工事契約後、受注者は、当該工事において、省人化等の生産性向上に資する取組みを実施することができる。

本取組みを実施する場合は、施工計画書に「生産性向上チャレンジ工事」の項目を設け、①取組内容、②期待される効果等を明記するものとし、完成検査までに実施内容及び効果を報告するものとする。また、期待される効果等について、人員削減や作業時間削減等の定量的な効果を記載できる場合は記載することとする。

なお、「技術提案で提案済みの内容」及び「特記仕様書第６３条新技術活用「新技術の定義」」において採用した取組については本試行の対象外とする。

３．工事成績評定

施工計画書で位置づけられた「生産性向上チャレンジ工事」の取組の履行が確認できた場合は加点を行うこととする。

４．本試行に係る費用については、原則、受注者負担によるものとする。

第６２条　出来高部分払方式

本工事の部分払は、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確　保を目指すため、「出来高部分払方式実施要領」[国土交通省ＨＰ　https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000052.html　参照]に基づき行うものとする。

第２編　　土　　工

第６３条　一般事項

盛土箇所（掘削箇所）において 20cm 以上の表土の剥ぎ取りを行うものとする。

剥ぎ取った表土は、下表のとおり運搬・敷き均すものとするが、敷均しの場所等の詳細については、監督職員に承諾を得るものとする。

工事場所	表土運搬場所
船津川町地先	渡良瀬川左岸 No.２２．７５付近高水敷 （今回の施工箇所の高水敷）

第６４条　掘削工

１．掘削土は盛土に流用するものとする。ただし、築堤用土としての使用が困難な場合は、監督職員と協議するものとする。

２．床掘りにより発生した土砂は、埋戻し及び盛土に流用するものとする。ただし、盛土材に適さない土砂については、施工場所付近の高水敷へ運搬・敷き均すものとするが、詳細については監督職員の指示によるものとする。

第６５条　盛土工

１．盛土基礎地盤の段切りの断面等については、監督職員の承諾を得なければならない。

２．構造物周囲１ｍの範囲及び狭隘箇所等については、人力により敷均し、タンパ等により入念に締固めるものとする。

３．締固め度の管理は「品質管理基準及び規格値」の「河川土工」によるものとする。

第６６条　土取場

１．本工事に用いる盛土材の土取場は、下表のとおりとする。なお、詳細については現地状況、土質を

確認し監督職員と協議するものとする。

施工現場	土取場
船津川町地先	渡良瀬川左岸１４．０ｋ付近

第 ３ 編　　無筋・鉄筋コンクリート

第６７条　レディーミクストコンクリート

１．コンクリートは、レディーミクストコンクリートを原則とし、下記の仕様によるものとする。

用途	粗骨材の最大寸法	水セメント比	呼び強度	セメントの種類
現場打基礎コンクリート 現場打縦帯 現場打小口止めコンクリート	25(20)㎜	60%以下	24.0N／㎜2 以上	高炉セメント
参考スランプ ※注1				
8cm				

ただし、これにより難い場合は監督職員と協議するものとする。

※注１

本工事の特記仕様書、数量総括表及び図面に記載されたスランプは、積算上の参考値である。

現場打ちの鉄筋コンクリート構造物の施工にあたっては、「流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン（平成 29　年 3　月)」を基本とし、構造物の種類、部材の種類と大きさ、鋼材の配筋条件、コンクリートの運搬、打込み、締固め等の作業条件を適切に考慮し、スランプ値を設定するものとする。契約後に受発注者間でスランプ値の確認を行い、施工条件等により、協議の上、スランプを指定することができる。

ただし、（１）　使用するコンクリートの単位水量、単位セメント量、水セメント比を配合計画書により確認する（２）使用するコンクリートの目標スランプが 12㎝ を超える場合には、（１）に加え、試し練りを行い材料分離抵抗性を確認すること。

２．コンクリートの耐久性向上の対策は「コンクリートの耐久性向上」仕様書(土木編)(平成 14 年 8 月一部改正)により行うものとする。

第６８条　配合

水セメント比については、示方配合表により監督職員の確認を得なければならない

なお、水セメント比を減じることにより施工性が著しく低下する場合は、必要に応じて、高性能減水剤の使用等を検討しなければならない。また、下記構造物については適用除外とする。

・仮設構造物(建設後数年の内に撤去するもの。)

・最大高さ 1m 未満の擁壁・水路・側溝及び街渠等の構造物。

・管(函)渠等(φ600 未満、600㎜×600㎜ 未満)の構造物

第６９条　モルタル

１．敷モルタルに使用するセメントの種類は普通ポルトランドセメントとし、セメント量は１：３とする。

２．法肩ブロックの目地に使用するセメントの種類は普通ポルトランドセメントとし、セメント量は１：４とする。

第 ４ 編　土 木 工 事 材 料 編

第７０条　一般瀝青材料

ストレートアスファルトの針入度は下表のとおりとする。

用　途	針入度	適　用
表　層	４０～６０	

第７１条　材料

１．舗装における路盤材はＲＣ－４０とする。

２．加熱アスファルト混合物の示方アスファルト量及び骨材の最大粒径は下記のとおりとする。

混合物の種類	最大粒径（mm）	ｱｽﾌｧﾙﾄ量（%）	適　要
再生密粒度アスコン	２０	５．５	表層

第７２条　加熱アスファルト混合物

受注者は、本工事に使用する加熱アスファルト混合物(以下「混合物」という。)で、アスファルト混合物事前審査の認定を受けた混合所の混合物を使用する場合は、「アスファルト混合物事前審査における土木工事仕様書」及び「アスファルト混合物事前審査における品質管理基準」によるものとする。

第７３条　芝

張芝は野芝とする。

第７４条　目地板

伸縮目地材は、樹脂発泡体とし厚さは１０mmとする。なお、発泡倍率は１５倍とする。

第 ５ 編　土 木 工 事 共 通 編

第７５条　現場技術員（共通仕様書 3-1-1-3）

本工事は、現場技術員の配置対象工事であり、現場技術業務をホクトエンジニアリング（株）に委託する予定である。また、本工事を担当する現場技術員の氏名は、別途監督職員より通知する。

第７６条　施工体制の点検

１．受注者は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成 12 年法律第 127 号　最終改正令和３年９月１日）第 15 条３により発注者から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。

２．施工体制の点検員は当該工事の監督職員及び発注担当事務所の職員である。

３．当該工事の監督職員及び発注担当事務所の職員は、所属、氏名、顔写真の入った名札を着用している。

第７７条　工事完成図書の納品

１．本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「工事完成図書の電子納品等要領（令和５年３月）：（以下「要領」という。）」に基づいて作成した電子データを指す。

「要領」で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定する。

なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】（令和６年３月）」を参考とするものとする。

２．本工事は「オンライン電子納品実施要領」に基づき、オンライン電子納品を行うものとする。

オンライン電子納品は、発注者が用意した電子納品保管管理サーバへのオンラインによる納品を原則とする。

なお。オンラインによる納品が実施できない場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。

３．成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。

第７８条　書類限定検査

１．本工事は、検査に必要な書類を限定し、監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図る「書類限定検査」の対象である。

２．書類限定検査とは、検査時に下記の１０書類に限定して資料検査を行うものとする。

①施工計画書	⑥出来形管理図表
②施工体制台帳（下請引取検査書類を含む。）	⑦品質管理図表
③工事打合せ簿（協議）	⑧品質規格証明資料
④工事打合せ簿（提出）	⑨品質証明書
⑤工事打合せ簿（承諾）	⑩工事写真

なお、以下の工事については対象外とする。

・「低入札価格対象工事」又は「監督体制強化工事」は対象外

・施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事は対象外

３．実施状況や改善点等を把握するためのアンケートに協力する。

第７９条　ウィルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、監督職員に工事に関する事項について電子データを提出する際には、ウイルス対策を実施した上で提出しなければならない。

また、ウイルスチェックソフトは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

第 6 編　一 般 施 工

第８０条　工事用道路工

１．運搬路に使用した既設道路等に破損が生じた場合は、速やかに監督職員と協議し、補修しなければならない。補修箇所、方法等については、監督職員の承諾を得てから施工する。

なお、補修は設計変更の対象とする。

２．工事用道路及び工事用坂路の設置の際には、監督職員の承諾を得るものとする。

第８１条　仮設工

１．本工事に関する仮設にあたっては、現地の状況を十分把握し、安全性、細部構造等については受注者において十分検討を行い、受注者の責任において決定し、施工するものとする。

２．現地状況、施工条件等に変更が生じた場合は監督職員と協議の上変更するものとする。

第８２条　その他

予期しない地盤沈下又は滑動を生じた場合、あるいは、その恐れがある場合には、直ちに施工を中止し監督職員と協議しなければならない。

第 7 編　河　川　編

第８３条　吸い出し防止シート

１．河川護岸用吸出し防止シート

河川護岸用施工に使用する吸出し防止シートについては、「河川護岸用吸出し防止シート評価書」（建設大臣認可）を有している製品のうち、下記の規格を満足しているシートとする。

なお、評価書を有していない製品についても、別に「公的試験機関による技術証明書」（表-1 参照）を有しているシートについては使用できるものとする。

項目	基準	備考
透水性	10^{-2} (1/s)以上	JIS L 3204 準拠
厚さ	10mm 以上	
引張強度	1.0tf/m 以上	縦・横方向共
科学的安定性（強度保持率）	70%以上 130%以下	JIS K 7114 準拠　(PH 5～9)
耐候性（強度保持率）	70%以上 130%以下	JIS A 1410　JIS A 1415 準拠

適用勾配	１：２	

※上記については、河川護岸用吸出し防止シートのみ適用し、取付護岸（仮設）及び護床工等には適用しないものとする。

「公的試験機関による技術証明書」の内容は、「平成 4 年度建設省告示第 1324 号」における評価項目のうち、基準については下記によるものとする。

表－１

評価項目	評価基準	試験方法
開孔径	O95／D85≦1.0 （尚、O95≦0.2 ㎜は上記判定不要）	振動式開孔径試験
垂直方向透水性	10^{-2}(1/s) 以上	JIS L 3204 準拠
引張強度	1.0tf/m 以上（縦・横方向共）	JIS L 3204 準拠
化学的安定性（強度保持率）	70%以上　130%以下	JIS K 7114 準拠(PH 5～9)
耐候性（強度保持率）	70%以上　130%以下	JIS A 1410、JIS A 1415 準拠
摩擦（静止摩擦係数）	μ≧0.5 （適用勾配 1:2 以上） 0.3 （適用勾配 1:3 以上）	国土センター統一試験

※なお、「技術証明書」については、「公的試験機関」が複数であっても認めるものとする。

２．品質管理方法

シートの生産者はシートの生産過程において品質試験を行い、その試験成績表を保管しておくものとする。

（１）納入される製品には、シート設置にあたり裁断した場合でも、全ての裁断片に、①製品名②製造年月日③製造工場名が明示されていること。(製造年月日は整理番号でもよい)

（２）納入される製品は、表－２の品質試験により管理されているものとする。

①「製造工場における品質試験」として、通常の生産過程において３日に１回以上の割合で行われているもの。

②「公的試験機関による品質試験」として、製品の生産過程において、２０，０００㎡に１回以上の割合で行われているもの。

３．現場における検査方法

（１）現地において、施工面積 2,000 ㎡毎に監督職員が指示する荷札表示されたシートについて、工場での品質試験結果を提出すること。さらに、現地に納入される製品の裁断布に近いシートの公的機関における成績証明書を提出すること。

（２）生産表示と品質試験内容について、別途立ち入り等による検査を行うことがある。

４．吸出し防止シートの施工

河川護岸用及び護床吸出し防止シートの重ね幅は、10cm 以上とする。

第８４条　連結鉄筋

連節ブロックに使用する連結材は、溶融亜鉛アルミニウムメッキ鋼線(ｱﾙﾐ含有量 10%、付着量 300g/m２）(JISG3544,3547 準）または，これと同等品以上のものとする。なお、端部の巻き付け回数は１回半以上とし順次連結するものとする。規格は下記によるものとする。

標準線経(㎜)	８．００
線経許容差(㎜)	±０．１２
引張強さ(N/㎟)	６９０以上
伸び	１０%以上
メッキ付着量(g/㎡)	３００以上

第８編　その他

第８５条　震災対策

１．地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。

２．地震注意情報等が発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全措置等を講ずるものとする。

第８６条　地震発生後の建設工事現場の点検について

地震発生後の建設工事現場の点検実施及び報告時期については、以下によることとする。

①気象庁地震計で震度４の地震が発生した場合。

イ）現場稼働日（開庁日）の夜間に発生した場合には、翌現場稼働日（開庁日）の始業時に点検。異常があった場合は直ちに監督職員に報告。異常が無い場合は、開庁日に速やかに監督職員へ報告。

ロ）現場休工日（閉庁日）に発生した場合には、翌現場稼働日（開庁日）の始業時に点検。異常があった場合は直ちに監督職員に報告。異常が無い場合は、開庁日に速やかに監督職員へ報告。

※開庁日に現場が休工であった場合は開庁日を優先して判断し建設工事現場の点検を行うこと。

②気象庁地震計で震度５弱以上の地震が発生した場合。

夜間・現場休工日（休祭日）に関わらず直ちに点検。点検結果については、速やかに監督職員へ報告。

第８７条　工事現場における説明性の向上

受注者は、事業名、事業の目的・内容・効果、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書を作成し、近隣住民等から事業内容等の説明を求められた場合は、工事の安全確保に支障のない範囲において、当該工事説明書を配布する等、工事現場の説明性の向上を図るものとする。

また、受注者は、工事現場作業員に対し、工事内容及び事業目的・効果を周知するものとする。

第８８条　特定外来生物の対応

本工事施工にあたり、工事区域内で「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」による特定外来生物が確認された場合は、速やかに監督職員に報告するものとし、対応については監督職員の指示によるものとする。

別紙－１

明示項目及び明示事項

明示項目	明示事項	記載条項
工程関係	□ 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期。 ■ 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法。 □ 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期。 □ 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲。 □ 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期。 □ 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間。 ■ 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数。	第４０条 第５０条
用地関係	□ 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期。 □ 工事用地等の使用終了後における復旧内容。 □ 工事用仮設道路・資機材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。 □ 施工者に、消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。	
公害関係	■ 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容。 □ 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間。 □ 濁水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等）。 □ 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等。	第４４条 第４５条 第４６条
安全対策関係	□ 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間。 □ 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容。 □ 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容。 ■ 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容。 □ 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容。	 第３９条 第４２条
工事用道路関係	一般道路を搬入路として使用する場合 □ 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等。 ■ 搬入路の使用中及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容。 仮道路を設置する場合。 □ 仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容、期間。 ■ 仮道路の工事終了後の処置（存置又は撤去）。 ■ 仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容。	 第８０条 第８０条 第８０条
仮設備関係	□ 仮上留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等。 □ 仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及びその施工方法 ■ 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容。	 第８１条

明示項目	明示事項	記載条項
建設副産物関係	□ 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの距離、時間等の処分及び保管条件。 ■ 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容。 ■ 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場等の処理条件。 なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件。	第２４条 第２２条
工事支障物件等	□ 地上、地下等の占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等。 □ 地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容及び期間等。	
薬液注入関係	□ 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等。 □ 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容。	
その他	□ 工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等。 □ 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引き渡し場所等。 □ 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等。 □ 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容。 □ 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件。 □ 工事用電力等を指定する場合は、その内容。 □ 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容。 □ 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期。 □ 給水の必要のある場合は、取水箇所・方法等。	

別紙－２

証明書

工事（業務）名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

受注業者：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

証　明　者：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

個人情報が記録された資料等について、廃棄又は消去したことを証明します。

※以下は、紙により提出する場合において、押印を省略する場合のみ記載すること。
連絡先は２以上記載すること。

本件責任者（会社名・部署名・氏名）：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
担当者（会社名・部署名・氏名）：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
連絡先１：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
連絡先２：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（※証明者について
工事については、「現場代理人」又は「主任（監理）技術者」が行うものとする。
業務については、「管理技術者」が行うものとする。　　）

別紙－3

概略工事工程表

工事名：R8渡良瀬川左岸船津川町地先築堤工事

【令和8年度】

工　種		単位	数量	4月			5月			6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月			1月			2月			3月			備　考	
				10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	28	10	20	30		
準備工		式	1																																					40日間	
構造物撤去工		式	1																																					構造物取壊し工(1PT)	
河川土工		式	1																																					掘削工(1PT) 盛土工(1PT) 法面整形工(盛土部)(1PT)	
法覆護岸工		式	1																余裕期間 ※任意で設定可能																						作業土工(1PT) 現場打基礎工(1PT) 連節ブロック張工(1PT) 植生工(1PT)
擁壁護岸工		式	1																																					プレキャスト擁壁工(1PT)	
付帯道路工		式	1																																					法肩ブロック(1PT) 舗装工(1PT)	
仮設工		式	1																																					工事用道路工(1PT)	
後片付け		式	1																																					20日間	
制約条件	お盆年末年始	－																																						お盆　8月中旬 年末年始　12月下旬1月上旬	
	出水期間	－																																						6月1日～10月31日	
雨休率の適用		準備・後片付けを除く、雨休率（猛暑日補正有り）を適用																																							

《余裕期間制度（フレックス）の活用について》

本工事は、受注者の円滑な工事施行体制の確保を図るため、事前に建築資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者があらかじめ設定した全体工期（余裕期間と工期を合わせた期間）の内で、受注者は工事の始期と終期を任意に設定することができます。

なお、工事の始期までの余裕期間は、監理技術者等の配置が不要となります。

《関係機関協議》

工事着手にあたっての関係機関協議、地元説明は、発注者が主体となって実施してあります。

別紙－6

出水期施工に関する施工計画書標準的記載項目

番号	項　目	※記載内容のポイント（参考）	備考
1.	出水期施工対象範囲	・図面、工程表を用いて出水期施工対象範囲を具体的に明示	
2.	施工手順	・出水期施工対象範囲の具体的な施工手順を明示 ・有事の機能回復に配慮した部分施工を行う範囲及び手順等を記載	
3.	情報収集・把握	・待避や機能回復等の判断基準となる水位や雨量等の具体的な情報収集の手段を記載	
4.	退避基準	・機能回復措置及び待避を開始する水位、雨量、台風等の判断基準及び待避完了目標を記載 ・退避準備のための体制を確保する時期等を記載。	
5.	退避方法・ルート	・退避対象となる具体的な資機材リスト記載。 ・退避を行うための資機材、労務等（体制）を具体的に記載 ・退避先及び具体的なルートを記載 ・退避に要する時間を待避基準との関係が解るよう具体的に記載	
6.	退避体制及び連絡系統	・機能回復措置及び待避に要する具体的な人員及びその連絡系統を記載	
7.	防災措置	・流出防止措置の具体的な方法を記載 ・部分施工箇所の機能回復を行う具体的な方法を記載	
8.	出来高確認の時期・方法	・出水等の前に出来高確認を行う時期を具体的に記載 ・出水等の前に実施する出来高確認の方法を具体的に記載（発注者立ち会いによる確認の他、受注者の自主確認方法も含む）	

別紙様式－０－１

【低価格理由とその詳細】

番号	低価格理由	低価格理由の詳細内容
①	資材費の低減	生石灰、セメント系固化材を材料納入品協力会社から7％引きで購入。コンクリート2次製品は19%引きで購入。生コンクリートはグループ会社から20%引きで購入
②		
③	機械経費の低減	自社保有の建設機械車両（全100台）を使用。ダンプトラック運搬はグループ会社を中心に使用し運賃を削減。
④		
⑤	作業効率の向上	現場経験豊富な熟練したオペレータによるロスの少ない重機作業。仕上がり精度の高い法面整形。補助労務を必要としない程丁寧な仕上がりの床堀作業。
⑥	下請業者の協力	施工協力会社に植生基材吹付工を外注し、設計想定より10%引きとする。
⑦	経費の低減	冬期間においても会社から現場まで45分程度で到着する。
⑧	現場管理費の低減	パソコン、デジカメ、プリンタ、仮設資材等を所有している。
⑨	安全資機材の低減	安全標識類を所有している。
⑩	本支店経費の低減	役員報酬、事務員給料を未計上。
⑪		
⑫	受注実績の取得	国交省発注工事の受注実績の取得
⑬		
⑭	その他	作業員の雇用確保、重機械の稼働率向上

別紙様式－０－２

【比較表－1】

積算内訳書の比較表

記入要領	1) 見積り等積算根拠を示すものがあれば添付する。 2) 数量総括表に対応する内訳書にして下さい。 3) 入札時の元請(当初予定)欄は、入札時に事情聴取した結果と照合確認して下さい。 4) 工事完成時の元請(完成時実績)、官積算(最終)欄は、それぞれ調査票の直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等および工事価格と合致するか確認して下さい。 5) ※印の官積算欄(予定価格および最終共)は、発注者が記入する欄なので請負者は記入しないで下さい。
工事名	○○道路改良工事

工事区分・工種・種別	単位	入札時					工事完成時					備考
		官積算(予定価格)※		元請(当初予定)		元請/官積(%)	元請(完成時実績)		官積算(最終)※		元請/官積(%)	
		数量	金額	数量	金額		数量	金額	数量	金額		
道路土工	式	1		1			1		1			
地盤改良工	式	1		1			1		1			
法面工	式	1		1			1		1			
カルバート工	式	1		1			1		1			
排水構造物工	式	1		1			1		1			
構造物撤去工	式	1		1			1		1			
仮設工	式	1		1			1		1			
直接工事費	式	1		1			1		1			
共通仮設費	式	1		1			1		1			
共通仮設費	式	1		1			1		1			
純工事費	式	1		1			1		1			
現場管理費	式	1		1			1		1			
工事原価	式	1		1			1		1			
一般管理費	式	1		1			1		1			
基礎工	式	1		1			1		1			
工事価格	式	1		1			1		1			

別紙様式－０－３

【比較表－2】

内訳書に対する明細書の比較表

記入要領	1) 本様式は、比較表-1に対する明細を記入することとする。さらにその明細が必要な場合は、本様式を使用しその詳細が明確になるようにする。 2) ※印の官積算欄(予定価格および最終共)は、発注者が記入する欄なので請負者は記入しないで下さい。

工事名	○○道路改良工事

工事区分・工種・種別・細別	単位	入札時						工事完成時						備考
		官積算(予定価格)※			元請(当初予定)			元請(完成時実績)			官積算(最終)※			
		数量	単価	金額	数量	単価	金額	数量	単価	金額	数量	単価	金額	
道路土工	式	1			1			1			1			
掘削工	〃	1			1			1			1			
掘削(土砂)	m3	39,300			39,300			35,800			1			
掘削(軟岩)	〃	2,250			2,250			0			1			
路体盛土工	式	1			1			1			36			
路体(流用土)	m3	4,100			4,100			10,600			14			
法面整形工	式	1			1			1			30			
法面整形(切土部)	m2	5,920			5,920			5,010			9			
法面整形(切土部)	〃	250			250			0			1			
法面整形(盛土)	〃	330			330			160			11			
地盤改良工	式	1			1			1			1			
安定処理工	〃	1			1			1			1			
基礎安定処理 45kg/m3	m2	1,000			1,000			0			1			
〃 53.6kg/m3 t=0.5m	〃	0			0			115			1			
〃 53.6kg/m3 t=0.8m	〃	0			0			785			2			
路体安定処理 30kg/m3	m3	4,100			4,100			0			2			
路体安定処理 33kg/m3	m3	0			0			13,100			200			

別紙様式－０－４

【比較表－３】

手持ち資材の比較表（主要資材）

記入要領	1) 手持ち資材の状況については、主に当該工事で使用予定の資材を記入する。 2) 官積算が市場単価の場合、備考欄に市場単価を記入して下さい。 3) 実績と官積は、同じ単位による単価としてください。単位が一致しない場合はそれぞれの単位を明記してください。 4) 入札時の欄は、入札時に事情聴取した結果と照合確認してください。完成時及び官単価欄は、主要資材相当品のみを記入する。 5) ※印の官単価欄は、発注者が記入する欄なので請負者は記入しないで下さい。

工事名	○○道路改良工事

品名	規格・型式	単位	使用工種等	入札時（当初の予定）				工事完成時（実績）				官単価※（最終）	備考
				手持ち数量	単価	本工事での使用予定量	不足数量の手当方法	手持ち数量	単価	本工事での使用量	不足数量の手当方法		
型枠用合板	1800＊900＊12	枚	排水構造物工	300		70				80		5,594	市場単価
敷鉄板	5尺＊20尺	〃	土工	50		50				100		0	
ロードマット	3000＊2400	〃	〃	54		50				40		0	
〃	1500＊4000	〃	〃	80		50				0		0	
縞鋼板	1350＊5000	〃	〃	60		30				0		0	
再生材	RC-40	m^3	排水構造物工	100		69				55		3,750	

別紙様式－０－５

【比較表－４】

資材購入先一覧(主要資材)の比較表

記入要領	1)「入札者との関係」欄は、購入先予定業者との関係を記入。(例)協力会社、同族会社、資本提携会社等 2) 官積算が市場単価の場合、備考欄に市場単価を記入してください。 3) 総額で値引きし、個々の品目の値引き単価が特定できない場合、実績単価欄は契約単価を記入し、総額値引き率を備考欄に記入する。 4) 実績と官積は、同じ単位による単価としてください。単位が一致しない場合はそれぞれの単位を明記してください。 5) 入札時の欄は、入札時に事情聴取した結果と照合確認してください。完成時及び官単価の欄は、主要資材(購入価格が工事費の約0.3%以上の資材)とし、軽微な資材は省略する。 6) ※印の官単価欄は、発注者が記入する欄なので請負者は記入しないで下さい。
工事名	○○道路改良工事

工種種別	品名規格	単位	入札時(当初の予定)					工事完成時(実績)					※官単価(最終)	備考
			数量	単価	購入先名			数量	単価	購入先名				
					業者名	所在地	入札者との関係			業者名	所在地	入札者との関係		
生コンクリート	18－8－40	m^3	61	13,000	○○生コンクリート	○○町△△	同族会社	58	13,000	○○生コンクリート	○○町△△	同族会社	16,100	
生石灰		t	184.5	14,500	△△セメント商事	○○市□□町	協力会社	544	14,500	△△セメント商事	○○市□□町	協力会社	16,500	
セメント系固化剤	タフロック3E	〃	65	9,500	〃	〃	〃	60	9,500	〃	〃	〃	11,400	
コンクリート2次製品	BOX600＊600	本	18	49,500	(株)□□□	○○市△△町	〃	10	49,500	(株)□□□	○○市△△町	〃	80,200	市場単価
〃	BF300＊2000	〃	290	2,100	〃	〃	〃	185	2,100	〃	〃	〃	2,936	
〃	BF400＊2000	〃	59	3,360	〃	〃	〃		0				0	
〃	BF500＊2000	〃	51	4,530	〃	〃	〃	21	4,530	〃	〃	〃	6,040	
〃	BF600＊2000	〃	113	5,520	〃	〃	〃	44	5,520	〃	〃	〃	7,400	

別紙様式－０－６

【比較表－５】

手持ち機械の比較表（主要機械）

記入要領	1) 本様式には、主に当該工事に使用する予定の手持ち機械の状況を記入して下さい。 2) 実績と官積は、同じ単位による単価としてください。単位が一致しない場合はそれぞれの単位を明記してください。 3) 入札時の欄は、入札時に事情聴取した結果と照合確認してください。完成時及び官単価の欄は、主要機械相当品(各機械経費が工事費の約0.3%以上の機器)のみでよい。 4) ※印の官単価欄は、発注者が記入する欄なので請負者は記入しないで下さい。

工事名	○○道路改良工事

機械名称	規格・型式・能力・年式	単位	入札時（当初の予定）				工事完成時（実績）			官単価※（最終）	備考
			数量	単価	メーカ名	現在の利用状況	数量	単価	メーカ名		
掘削機	0.2～0.45m³	台	10		○○○	4台空	2		○○○		
〃	0.7m³	〃	22		〃	8台空	5		〃		
〃	0.7m³	〃	9		□□□	4台空	4		□□□		
〃	1.2m³	〃	1		〃	空	1		〃		
〃	1.6m³	〃	1		〃	空	1		〃		
ブルドーザ	D65px	〃	3		○○○	2台空	1		○○○	25,100	供用日
不整地運搬車	LD1000	〃	7		△△△	3台空	5		△△△	21,600	供用日
掘削機	0.25m³	〃	4		〃	2台空	0		〃	7,320	供用日
〃	0.45m³	〃	1		〃	空	1		〃	13,000	供用日
〃	0.7m³	〃	6		〃	3台空	1		〃	18,100	供用日
不整地運搬車	LD700	〃	1		〃	空	1		〃		

別紙様式－０－７

【比較表－６】

労務者の確保計画の比較表

記入要領	1) 下請け労務者と自社労務者を下記のように区分して下さい。 ・下請け労務者は()なしで記入する。 ・自社労務者は()内に記入する。 2) 下請け会社との関係も明記する。 3) 労務単価は必ず記入する。 4) (例)として記入したものは記入例なので、この記入例を消去して使用してください。 5) ※印の官単価欄は、発注者が記入する欄なので請負者は記入しないで下さい。
工事名	○○道路改良工事

工種	職種	入札時(当初の予定)			工事完成時(実績)			※官単価(最終)	備考
		単価	員数	下請け会社との関係 下請け会社名等	単価	員数	下請け会社との関係 下請け会社名等		
道路土工、地盤改良工	オペレーター							17,716	
		(17,000)	(320)	自社		472	自社		
道路土工	運転手	17,000	220	○○運輸(株)		102	○○運輸(株)	17,716	
				同族会社			同族会社		
排水構造物工	オペレーター	(17,000)	(60)	自社			自社	17,716	
	普通作業員	(15,000)	(225)	自社		138	自社	14,626	
植生工	法面工	18,000	225	協力会社			協力会社	18,746	
				○○防災(株)		113	○○防災(株)		
仮設工	普通作業員							14,626	
		(15,000)	(7)	自社		20	自社		

別紙様式－０－８

【比較表－７】

工種別労務者配置計画の比較表

記入要領	1) 職種名は例示したものなので、該当する職種名に変更して記入して下さい。 2) 世話役が、他の工種または他の工事と兼任している場合、正当な人数になるように按分してください。 3) (例)として記入したものは記入例なので、この記入例を消去して使用してください。
工事名	○○道路改良工事

工種	種別	入札時（当初の予定）						工事完成時（実績）						備考
		配置予定人数					計	配置人数					計	
		世話役	普通作業員（特殊含）	配管工	電工	オペ		世話役	普通作業員（特殊含）	配管工	電工	オペ		
（例）土工事	床掘工・埋戻工・残土処理	1	2			2	5							
土工事	地盤改良工・掘削工・路体盛土工・残土処理工	1	1			8	10	1	1			8	10	
土工事	法面整形工	1	1			2	4	1	1			2	40	
法面工	植生基材吹付工	1	4			1	6	1	5			1	7	
カルバート工	BOX工	1	4			1	6	1	3			1	5	
排水構造物工	側溝工、集水桝工	1	3			1	5	1	3			1	5	
仮設工	仮水路工	1	4			1	6	1	3			2	6	

別紙様式－０－９

【比較表－８】

建設副産物の搬出等の比較表

記入要領	1) 当該工事で発生する、すべての建設副産物について記入してください。 2) 記入してある名称以外の建設副産物がある場合は、名称を追加して記入して下さい。 3) 受け入れ価格は、建設副産物の処分のみに要した価格を記入してください(収集、運搬等に要した費用を除く)。 4) ※印の官積算価格欄は、発注者が記入する欄なので請負者は記入しないで下さい。					
工事名	○○道路改良工事					
建設副産物の名称	入札時(当初の予定)		工事完成時(実績)		官積算価格※ (最終)	備考
	受け入れ予定箇所	受け入れ価格	受け入れた箇所	受け入れた価格		
コンクリート塊	○○アスコン	2300／t	○○アスコン	1700／t	2300／t	
アスファルト・コンクリート塊	○○アスコン	2000／t	○○アスコン	1500／t	1500／t	
			○○アスコン	3000／t	2800／t	有筋
建設発生木材	無し					
建設発生土	無し					

別紙様式－０－１０

【諸経費動向調査（工事費）】

工事費内訳　　注）消費税抜きで記入してください　　金額単位：千円

費　目	元請+元請外注	元　請	元請外注合計	1 ○○建設 道路土工	2 □□建設 排水構造物工	3 ○○防災 法面工	4 ○○運輸 道路土工	5 ○○商業 交通誘導	6 ○○地質 地質調査・試験	7 ○○商事 伐採工
① 直接工事費	50,972	17,009	33,963	20,914	1,441	8,600	2,850	0	0	158
(1) 材料費	25,582	13,652	11,930	5,857	137	4,954	982	0	0	0
(2) 労務費	15,232	0	15,232	9,290	1,248	2,826	1,730	0	0	138
(3) 機械損料等損料	5,431	2,643	6,788	5,754	56	820	138	0	0	20
(4) 賃与機械等現場修理・管理費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(5) 直接経費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
A 特許使用料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B 光熱電力使用料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(6) 特殊経費	747	734	13	13	0	0	0	0	0	0
② 間接工事費	19,693	11,896	7,797	1,086	759	3,250	1,080	1,009	320	283
(1) 共通仮設費	6,069	4,710	3,359	1,889	120	452	0	898	0	0
イ 運搬費	2,380	70	2,310	1,750	120	440	0	0	0	0
A 器機材	250	70	180	80	60	40	0	0	0	0
1 仮設材①	100	0	100	0	60	40	0	0	0	0
2 仮設材②	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3 仮設材③	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4 敷鉄板類	150	70	80	80	0	0	0	0	0	0
5 橋梁等架設支保工	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6 橋梁用架設タワー等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7 橋梁用仮設桁設備	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8 積み込み取り卸し費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9 トンネル用スライドセントル	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10 その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B 建設機械20t未満	1,120	0	1,120	680	60	400	0	0	0	0
① 自走・貨物自動車等による運搬	1,080	0	1,080	620	60	400	0	0	0	0
② 日々回送による運搬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
③ 現場内小運搬	40	0	40	40	0	0	0	0	0	0
C 建設機械20t以上	1,010	0	1,010	1,010	0	0	0	0	0	0
① 貨物自動車等による運搬	980	0	980	980	0	0	0	0	0	0
② 自走による運搬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
③ 日々回送による運搬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
④ 現場内小運搬	30	0	30	30	0	0	0	0	0	0
ロ 準備費	699	699	0	0	0	0	0	0	0	0
A 準備・測量等	673	673	0	0	0	0	0	0	0	0
B その他	26	26	0	0	0	0	0	0	0	0
ハ 事業損失防止施設費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ニ 安全費	1,373	451	922	24	0	0	0	898	0	0
安全配慮度「建設工事公衆災害防止対策要綱」について選択		1 通常の安全対策								
A 安全管理費	147	123	24	24	0	0	0	0	0	0
① 工事区域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要した費用(種別毎の保安要員等の費用を含む)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
② 不稼働日の保安要員等の費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
③ 標示板、標識、信号機、防護柵、バリケード等の安全施設類の設置、撤去、補修に要した費用及び使用期間中の損料	102	102	0	0	0	0	0	0	0	0
④ 夜間作業を行う場合における照明に要した費用	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0
⑤ 酸素欠乏症の予防に要した費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑥ 河川、海岸工事における救命艇に要した費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑦ 物価作業の予防に要した費用	24	0	24	24	0	0	0	0	0	0
⑧ 長大トンネル等における防災安全対策に要した費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑨ 安全用品等の費用	19	19	0	0	0	0	0	0	0	0
⑩ 安全表彰金等に要した費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑪ 国土交通省(運輸)発注工事における再生装置設置、撤去、維持管理に要した費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B 交通誘導員等	998	0	998	0	0	0	0	898	0	0
C 鉄道立港安全管理	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
D 高騒化等	324	324	0	0	0	0	0	0	0	0
E 高圧作業予防	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
F 航路安全標識・警戒船	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
G ダム発破・監視費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H その他	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0
ホ 役務費	159	159	0	0	0	0	0	0	0	0
A 土地の借上費	159	159	0	0	0	0	0	0	0	0
B 電力用水等基本料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ヘ 技術管理費	2,700	2,688	13	0	0	12	0	0	0	0
A 品質管理書等	69	69	0	0	0	0	0	0	0	0
B 特別な品質管理	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
C 現場条件等費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
D 品質証明(社内検査)に要した費用	300	300	0	0	0	0	0	0	0	0
E 各種調査等	320	320	0	0	0	0	0	0	0	0
F 各種台帳等	12	0	12	0	0	12	0	0	0	0
G その他	1,999	1,999	0	0	0	0	0	0	0	0
ト 営繕費	758	643	115	0	0	0	0	0	0	0
A 建物費	224	224	0	0	0	0	0	0	0	0
B 借上費	100	100	0	0	0	0	0	0	0	0
C 宿泊費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
D 労働者送迎費	115	0	115	115	0	0	0	0	0	0
E 監督員詰所等	65	65	0	0	0	0	0	0	0	0
F 高騒化等1	254	254	0	0	0	0	0	0	0	0
G 高騒化等2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
I 労働者海上輸送費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
チ その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
リ 技術者間接費(電気工事、光ケーブル工事の場合)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(2) 補償費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(3) 現場管理費	11,614	7,186	4,428	-803	639	2,798	1,080	111	320	283
イ 労務管理費	529	183	345	20	161	151	0	2	0	11
ロ 安全訓練等費用	10	10	0	0	0	0	0	0	0	0
A 安全・衛生に要した費用	10	10	0	0	0	0	0	0	0	0
B 研修訓練等に要した費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ハ 租税公課	64	47	17	15	2	0	0	0	0	0
ニ 社員等従業員給料手当	8,367	4,817	3,450	1,001	960	359	792	33	214	91
ホ 退職金	9	0	9	0	0	0	0	0	4	5
ヘ 保険料	209	0	209	102	0	3	93	0	5	5
① 火災保険	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
② 工事保険	88	0	88	88	0	0	0	0	0	0
③ 自動車保険	109	0	109	8	0	3	93	0	0	5
④ 組立保険	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑤ 法定外の労災保険	10	0	10	6	0	0	0	0	4	0
⑥ その他特殊保険	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0
ト 法定福利費	2,594	1,188	1,428	624	223	255	172	76	31	45
A 労災保険料	539	497	42	0	0	30	0	0	1	11
B 雇用保険料	189	43	146	70	22	12	30	7	2	3
C 健康保険料	670	135	535	257	79	84	65	26	9	15
D 厚生年金保険料	896	193	703	297	122	120	77	43	19	16
E 建退共制度掛金	300	300								
F 船員保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
チ 福利厚生費	285	41	244	185	0	0	46	0	0	11
リ 補償費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ヌ 通信交通費	394	290	104	12	0	40	0	0	43	0
ル 交際費	26	26	0	0	0	0	0	0	0	0
ヲ 寄付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ワ その他	823	504	119	2	0	0	0	0	23	94
カ 外注一般管理費等	-1,494		-1,494	-2,784	-707	1,981	-25	0	0	21
③ 外注費(下請probは、外注一般管理費等の自動計算値)		41,750	外注一般の計算値=>	-2,784	-707	1,981	-25	0	0	21
④ 一般管理費等　自動計算値 =-1355	-1,355	-1,355								
⑤ 鋼橋等工場製作費(電気工事・光ケーブル工事の場合は、機器費)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑥ 別途調査等工事価格	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑦ 工事価格	69,300	69,300	41,750	22,000	2,200	11,850	3,930	1,009	320	441
⑧ 消費税相当額(下請probは、下請工事価格の自動計算値)	3,465	3,465	工事価格の計算値=>	22,000	2,200	11,850	3,930	1,009	320	441
⑨ 工事請負金額	72,765	72,765								
⑩ 営繕費のうち、地代に要した費用	100	100	0	0	0	0	0	0	0	0
⑪ 準備費のうち伐開・除根等に要した費用	441	441	0	0	0	0	0	0	0	0
⑫ 仮設費(直工)にてイメージアップに要した費用	849	849	0	0	0	0	0	0	0	0
⑬ 二次下請負者の数	0		0	0	0	0	0	0	0	0
⑭ 二次下請負者の外注一般管理費等の合計	0		0	0	0	0	0	0	0	0
⑮ 二次下請負者への発注工事価格の合計	0		0	0	0	0	0	0	0	0
⑯延実人員数と作業日数										
(1) 労働者延人員	995	16	980	492	78	113	106	80	0	11
(2) (1)のうち運転労働者延人員	996	16	980	492	78	113	106	80	0	11
(3) 技術関係等従事者延人員	393	192	201	70	60	0	48	4	14	5
(4) 技術事務関係社員等従業員延人員	17	0	17	0	0	17	0	0	0	0
(5) 作業日数			222	70	45	16	48	26	14	3
⑰ 現場管理費、その他のうち、事務用品費に要した費用	349	348	1	0	0	0	0	0	1	0
⑱ 現場管理費、その他のうち、動力・用水光熱費に要した費用	13	13	0	0	0	0	0	0	0	0

別紙様式－１

様式－６(1)　　年月日：

Ｖ　Ｅ　提　案　書

（発注者）　殿

（受注者）

工事請負契約書第１９条の２に基づきＶＥ提案書を提出いたします。

工事件名： 契約締結日：	連絡者 氏　名 ＴＥＬ ＦＡＸ
ＶＥ提案の概要	注）記入欄が不足する場合には、様式－６(1)の２として追記して下さい。なお、概算低減額は、提案を審査する上で参考とするものです。

番　号	項　目　内　容	概算低減額：千円
概　算　低　減　額　合　計		

別紙様式－２

様式－６(2)

番　号		項　目　内　容	

（１）設計図書の定める内容と、ＶＥ提案の内容の対比

【現状】 ----------略図等	【改善案】 ----------略図等

（２）提案理由

（３）ＶＥ提案の実施方法（材料仕様、施工要領等を記入）

（４）品質保証の証明（品質保証書の添付等）

（５）その他

別紙様式－３

様式－６(3)

番　　号		項目内容	

ＶＥ提案による概算低減額及び算出根拠

【 現　状 】					単位：千円	【 改善案 】					単位：千円	摘　　要
名　　称	規　格	単位	数　　量	単　価	金　　額	名　　称	規　格	単位	数　　量	単　価	金　　額	

別紙様式－４

様式－６(4)

番　号		項目内容	

（１）工業所有権等の排他的権利を含むＶＥ提案である場合、その取扱いに関する事項

（２）ＶＥ提案が採用された場合に留意すべき事項（提案内容の公表に係る所見等）

別紙様式－５

号
令和　　年　　月　　日

ＶＥ提案採否通知書

○　○　○　○　殿

支出負担行為担当官
○○地方整備局長　　印

特記仕様書「○　ＶＥ提案について」に基づき、平成　年　月　日付けで提出されましたＶＥ提案に対する審査結果を下記のとおり通知します。

工事件名： 契約締結日：	ＶＥ提案項目数： 採用項目数： 不採用項目数：

ＶＥ提案に対する「採否」及びその理由

番　号	項　目　内　容	概算低減額：千円

（注）採否に関する問い合わせ先

別紙様式－１２

様式－３３

年月日：

品　質　証　明　書

工事名　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

品　質　証　明　記　事				
品　質　証　明　事　項	実　施　日	箇　　所	品質証明員氏名　印	記　　事

社内検査した結果、工事請負工事請負契約書、図面、仕様書、その他関係図書に示された品質を確保していることを確認したので報告します。

受注者　住　所

氏　名

別紙様式－15

工事関係電子書類一覧表（作成書類の役割分担・位置付け）

※必要に応じ、項目を追加し、作成書類の役割分担を明確化すること

※本様式もASP（情報共有システム）で電子で管理すること

▼不要

工事関係書類							工事関係書類の標準様式（案）（様式No.）	作成書類役割分担		発注者作成書類の位置づけ		受注者作成書類の位置付け						工事書類作成媒体の事前協議		備考
										指示	通知	提出			提示	監督職員へ連絡	監督職員へ納品			
作成時期	種別			No.	書類名称	書類作成の根拠		発注者	受注者	受注者	受注者	監督職員	契約担当課	発注担当課	受注者保管			電子☆	紙◎	
工事着手前	作成書類の役割分担	設計審査会で確認		1	【事例】 工事のお知らせ（自治会、住民等への周知）	共通仕様書1-1-1-39-7	－		○						○					令和○年○月○日設計審査会で確認
				2	【事例】 関係機関（○○○）協議結果に基づく届出	共通仕様書1-1-1-39-2	－		○						○					令和○年○月○日設計審査会で確認
				3	【事例】 土壌汚染対策法第4条1項に基づく届出	土壌汚染対策法第4条1項	－	○			○									土地の形質の変更に着手する日の30日前までに届け出
				4	【事例 概算概略発注等のため関係機関協議が実施中、未了の場合】 関係機関（○○○）との設計・施工協議	河川法、道路法、道路交通法等の個別法	－	○			○									令和○年○月○日設計審査会で確認
				5	【事例 概算概略発注のため関係機関協議が実施中、未了の場合】 占用物件（○○○）の移設の調整、監督処分	河川法、道路法	－	○			○									令和○年○月○日設計審査会で確認
				6	【事例】 設計図書、条件明示と現地の不整合による協議資料	共通仕様書1-1-1-3-2	－		○			○								令和○年○月○日設計審査会で確認
				7	【事例】 設計図書、条件明示と現地の不整合による設計図修正（構造計算の伴うものや大幅な修正）	共通仕様書1-1-1-17	－	○		○										令和○年○月○日設計審査会で確認 個別の図面修正等について受発注者間で協議し役割分担を決定 （受注者が実施する場合は、設計費用を発注者が負担する。）
	契約図書	契約書		8	工事請負契約書	—	—	○												
		設計図書		9	共通仕様書	—	—	○												
				10	特記仕様書	—	—	○												
				11	発注図面	—	—	○												
				12	現場説明書	—	—	○												
				13	質問回答書	—	—	○												
				14	工事数量総括表	—	—	○												
	契約関係書類			15	現場代理人等通知書	工事請負契約書第10条1項	様式－1		○				○							
				16	請負代金内訳書	工事請負契約書第3条1項 共通仕様書3-1-1-1	様式－2		○				○							契約書を作成する全ての工事
				17	工事工程表	工事請負契約書第3条1項	様式－3		○				○							
				18	掛金収納書（電子申請方式）	現説時指導事項(R3.3.31付国会公契第71号) 共通仕様書1-1-1-44-6	様式－4		○				○							電子申請を使用しない場合は、「掛金収納書提出用台紙」に掛金収納書を張り付けた上、提出する。なお、スキャン、撮影によるデータ化も可とする。
				19	建退共証紙受払簿	現説時指導事項(R3.3.31付国会公契第71号)	－		○						○					
				20	工事別共済証紙受払簿	現説時指導事項(R3.3.31付国会公契第71号)	－		○						○					
				21	掛金充当実績総括表	現説時指導事項(R3.3.31付国会公契第71号)	－		○						○					
				22	被共済者就労状況報告書	現説時指導事項(R3.3.31付国会公契第71号)	－		○						○					
				23	掛金充当書	現説時指導事項(R3.3.31付国会公契第71号)	－		○						○					
				24	請求書（前払金）	工事請負契約書第34条1項	様式－5		○				○							
				25	VE提案書（契約後VE時）	特記仕様書	様式－6		○					○						契約締結後にVE提案を行う場合に提出する。
	その他			26	品質証明員通知書	共通仕様書3-1-1-6-(5)	様式－7		○			○								契約図書で規定された場合に提出する。
				27	再生資源利用計画書 －建設資材搬入工事用－	共通仕様書1-1-1-21-4	－		○			○								該当する建設資材を搬入する予定がある場合、建設副産物情報交換システムにより作成し、施工計画書へ含めて提出する。
				28	再生資源利用促進計画書 －建設副産物搬出工事用－	共通仕様書1-1-1-21-6	－		○			○								該当する建設副産物を搬出する予定がある場合、建設副産物情報交換システムにより作成し、施工計画書へ含めて提出する。
				29	建設発生土搬出調書	特記仕様書	－		○			○								
				30	建設発生土搬出のお知らせ	「建設発生土の搬出先への情報提供について」(H13.12/付建環推課第5号の2)	－		○			○								
	工事書類	1施工計画	①施工計画	31	施工計画書	共通仕様書1-1-1-6-1	－		○			○								工事着手前又は施工方法が確定した時期に監督職員に提出 重要な変更が生じた場合（工期や数量等の軽微な変更以外）には、その都度当該工事に着手する前に、変更施工計画書を監督職員に提出する。
				32	ISO9001品質計画書	H16.9.1付国官技第117号	－		○			○								
				33	設計図書の照査確認資料 （契約書18条に該当する事実があった場合）	共通仕様書1-1-1-3-2	－		○			○								
				34	工事測量成果表（仮BM及び多角点の設置）	共通仕様書1-1-1-41-1	－		○			○								
				35	工事測量結果（設計図書との照合） （設計図書と差異有り）		－		○			○								設計図書と差異があった場合にのみ監督職員に提出する。
		2施工体制	②施工体制	36	施工体制台帳	共通仕様書1-1-1-12-1	－		○			○								・「『施工体制台帳に係る書類の提出について』の一部改正について」（令和3年3月5日付け国官技第319号、国営整第16号）に基づき作成する。 ・端設業及び警備業以外は不要
				37	施工体系図	共通仕様書1-1-1-12-2	－		○			○								
				38	作業員名簿	「『施工体制台帳に係る書類の提出について』の一部改正について」（令和3年3月5日付け国官技第319号、国営整第16号）	－		○			○								
施工中		3施工状況	③施工管理	39	工事打合せ簿(指示)	共通仕様書1-1-1-2-15	様式－9	○												
				40	工事打合せ簿(協議)	共通仕様書1-1-1-2-17	様式－9		○			○								協議の根拠となる一般的な諸基準類のコピーは添付不要
				41	工事打合せ簿(承諾)	共通仕様書1-1-1-2-16	様式－9		○			○								
				42	工事打合せ簿(提出)	共通仕様書1-1-1-2-18	様式－9		○			○								
				43	工事打合せ簿(報告)	共通仕様書1-1-1-2-20	様式－9		○			○								
				44	工事打合せ簿(通知)	共通仕様書1-1-1-2-21	様式－9		○			○								
				45	材料確認書	共通仕様書2-1-2-4	様式－10		○			○								設計図書に記載しているもの以外は材料確認願の提出は不要
				46	材料納入伝票	共通仕様書2-1-2-1	－		○						○					設計図書で指定した材料や監督職員から請求があった場合は提出する。

工事関係電子書類一覧表（作成書類の役割分担・位置付け）

※必要に応じ、項目を追加し、作成書類の役割分担を明確化すること

※本様式もASP（情報共有システム）で電子で管理すること

▼不要

作成時期	種別			No.	書類名称	書類作成の根拠	工事関係書類の標準様式（案）（様式No）	作成書類役割分担		発注者作成書類の位置づけ		受注者作成書類の位置付け						工事書類作成媒体の事前協議		備考
										指示	通知	提出			提示					
								発注者	受注者	受注者	受注者	監督職員	契約担当課	発注担当課	受注者保管	監督職員へ連絡	監督職員へ納品	電子☆	紙◎	
施工中	工事書類	3施工状況	③施工管理	47	段階確認書	共通仕様書3-1-1-4-6-3	様式－11		○			○								・契約図書で規定された場合のみ対象 ・段階確認書に添付する資料は新たに作成する必要なし。 ・監督職員又は現場技術員が臨場した場合の状況写真等 は不要 ・監督職員又は現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略できる。
				48	確認・立会依頼書	共通仕様書3-1-1-4-1	様式－12		○			○								・確認・立会依頼書添付する資料を新たに作成する必要はない。 ・監督職員又は現場技術員が臨場した場合の状況写真等は不要 ・監督職員又は現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略できる。
				49	休日・夜間作業届	共通仕様書1-1-1-40-2	－		○							○				週間工程会議やASPにより事前連絡する。 ただし、現道上の工事については「提出」とする。
			④安全管理	50	安全教育訓練実施資料	共通仕様書1-1-1-30-11	－		○						○					監督職員へ実施内容の提示のみで提出不要
				51	工事事故速報	共通仕様書1-1-1-33	様式－13		○			○				○				事故が発生した場合、直ちに連絡するとともに、事故の概要を書面により速やかに報告する。
				52	工事事故報告書	共通仕様書1-1-1-33	－		○			○								事故報告書はSAS（建設工事事故データベースシステム）により作成して提出するほか、監督職員から請求があった資料を提出する。
			⑤工程管理	53	工事履行報告書	工事請負契約書第11条 共通仕様書1-1-1-27	様式－14		○			○								工程の進捗状況を把握するため、実施工程表の提示を求めることがある。根拠資料の添付不要。
			⑥品質管理	54	品質規格証明資料	共通仕様書2-1-2-1	－		○			○								指定材料のみ提出（設計図書で指定した材料を含む）
	契約関係書類	中間前払金		55	認定請求書	工事請負契約書第35条4項	様式－15		○				○							
				56	請求書（中間前払金）	工事請負契約書第35条3項	様式－5		○				○							
		完済部分検査		57	指定部分完成通知書	工事請負契約書第39条1項	様式－16		○				○							
				58	指定部分引渡書	工事請負契約書第39条1項	様式－17		○				○							
				59	請求書（指定部分完済払金）	工事請負契約書第39条1項	様式－5		○				○							
				60	出来高内訳書	工事請負契約書第38条2項 共通仕様書1-1-1-24-2	様式－18		○			○								
		既済部分検査		61	請負工事既済部分検査請求書	工事請負契約書第38条2項	様式－19		○				○							
				62	出来形報告書 （数量内訳書、出来形図）	共通仕様書3-1-1-8-6	－		○			○								中間技術検査時にも提出する。
				62	出来高内訳書	工事請負契約書第38条2項 共通仕様書1-1-1-24-2	様式－18		○			○								
				63	請求書（部分払金）	工事請負契約書第38条5項	様式－5		○				○							
		修補		64	修補完了届	工事請負契約書第32条1項 工事請負契約書第32条6項	様式－21		○				○							
		部分使用		65	部分使用承諾書	工事請負契約書第34条1項	様式－22		○				○							部分使用がある場合に提出する。
		工期延期		66	工期延期願	工事請負契約書第18条～22条	様式－23		○				○							工期延期が発生する場合に提出する。
		支給品	支給品	67	支給品受領書	工事請負契約書第15条3項	様式－24		○			○								支給品を受領した場合に提出する。
				68	支給品精算書	共通仕様書1-1-1-19-3	様式－25		○			○								支給品がある場合に提出する。
			建設機械	69	建設機械使用実績報告書	共通仕様書1-1-1-19-5	様式－26		○			○								建設機械の貸与がある場合に提出する。
				70	建設機械借用・返納書	工事請負契約書第15条3項	様式－27		○			○								建設機械の貸与がある場合に提出する。
		現場発生品		71	現場発生品調書	共通仕様書1-1-1-20	様式－28		○			○								現場発生品がある場合に提出する。
		その他		72	産業廃棄物管理表（マニフェスト）	共通仕様書1-1-1-21-2	－		○						○					・産業廃棄物がある場合に監督職員へ提示すればよく、コピーの提出不要
				73	建設発生土搬出調書	特記仕様書	－		○					○						
				74	建設発生土搬出のお知らせ	特記仕様書	－		○					○						
				75	新技術活用関係資料	特記仕様書	－		○					○						新技術情報提供システム（NETIS）に登録されている技術を活用して工事施工する場合に提出する。
工事完成時	契約関係書類			76	完成通知書	工事請負契約書第32条1項	様式－29		○				○							
				77	引渡書	工事請負契約書第32条4項	様式－30		○				○							
				78	請求書（完成代金）	工事請負契約書第35条1項	様式－5		○				○							
	工事書類			79	出来形管理図表	共通仕様書1-1-1-26-8	様式－31		○			○								・施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。 ・出来形の測定位置が分かるように略図を記載する。 ・測定結果総括表、測定結果一覧表、出来形管理図（工程能力図）、度数表（ヒストグラム）については、出来形管理図表にて代用可能なため提出不要
				80	品質管理図表	共通仕様書1-1-1-26-8	様式－32		○			○								・施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。 ・品質の測定位置が分かるように略図を記載する。 ・測定結果総括表、測定結果一覧表、品質管理図（工程能力図）、度数表（ヒストグラム）については、品質管理図表にて代用可能なため提出不要
				81	品質証明書	共通仕様書3-1-1-6-(1)	様式－33		○			○								・契約図書で規定された場合に提出する。 ・品質証明に関する添付書類は提出不要
				82	工事写真	共通仕様書1-1-1-26-8	－		○			○						☆		・工事写真の撮影に当たっては、写真管理基準（案）を適用する。 ・電子納品等運用ガイドライン（案）【土木工事編】に基づき提出する。 ・紙の工事写真帳の提出不要 ・不可視部分を含め、監督職員又は現場技術員が臨場して確認した箇所は、出来形管理写真等の撮影は省略 ・監督職員等が確認や立会している状況写真等も不要
				83	総合評価実施報告書	総合評価落札方式の実施について（H12.9.20付建設省厚契発第30号）	－		○			○								総合評価落札方式を適用して契約した場合に提出する。
				84	創意工夫・社会性等に関する実施状況	特記仕様書 共通仕様書3-1-1-10	様式－34		○			○								自ら立案実施した創意工夫や地域社会への貢献として、特に評価できる項目を実施すれば提出できる。 1工事につき最大10項目までの提出とする。
	工事完成図書			85	工事完成図	共通仕様書1-1-1-22 共通仕様書3-1-1-7	－		○			○					○	☆		・電子納品等運用ガイドライン（案）【土木工事編】に基づき、原則、電子成果品で納品する。
				86	工事管理台帳	共通仕様書3-1-1-7 特記仕様書	－		○			○					○	☆		・電子納品等運用ガイドライン（案）【土木工事編】に基づき、原則、電子成果品で納品する。
	その他			87	再生資源利用実施書 －建設資材搬入工事用－	共通仕様書1-1-1-21-10	－		○			○								該当する建設資材を搬入した場合、建設副産物情報交換システムにより作成して提出する。
				88	再生資源利用促進実施書 －建設副産物搬出工事用－	共通仕様書1-1-1-21-10	－		○			○								該当する建設副産物を搬出した場合、建設副産物情報交換システムにより作成して提出する。
工事完成後	その他			89	低入札価格調査 （関係工事良等経営状況向調査票）	共通仕様書1-1-1-15-5-3	－	○	○					○						「低入札価格調査制度」の調査対象工事の場合に完成日から30日以内に提出する。

別紙様式－１６

工　期　通　知　書

平成○○年○○月○○日

（分任）支出負担行為担当官
○○　○○　様

住所
商号又は名称
氏名　　印

次のとおり工期を定めたので通知します。

工　事　名	○○○○工事
工 事 場 所	○○県○○市○○
契約予定年月日	平成　　年　　月　　日
工 事 の 始 期	平成　　年　　月　　日
工　　期	工 事 の 始 期 か ら （○○○日間） 平成　　年　　月　　日 まで

※工事の締結までに提出すること。
※契約書には本通知書により通知した工期（工期の始期及び終期）を記載する。

別紙様式-18

【別紙様式例】

（別紙〇）

提出日　令和　年　月　日

情報取扱者名簿及び情報管理体制図

①　情報取扱者名簿　（情報取扱者は本業務の遂行のために最低限必要な範囲の者とすること。（※１））

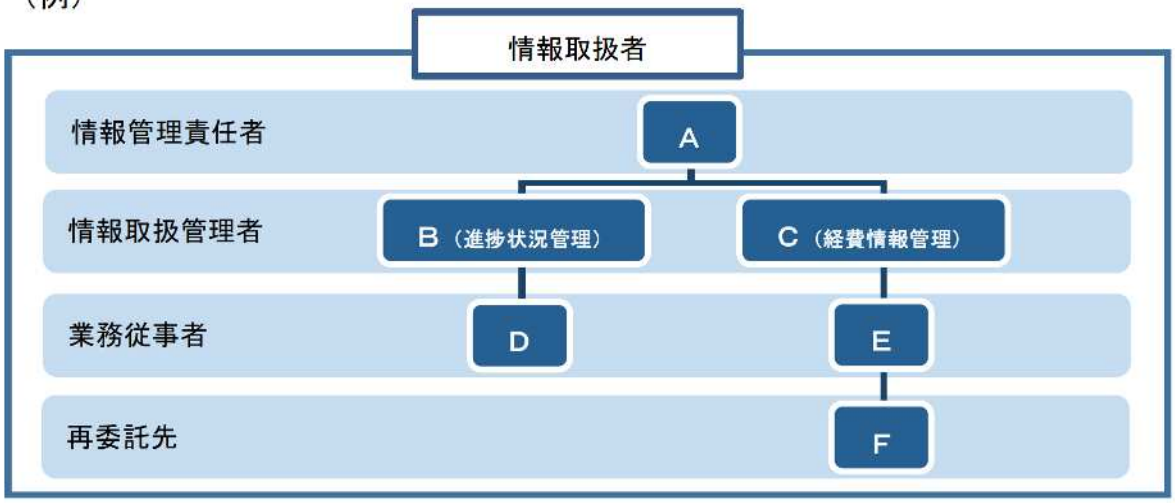
		氏名	住所 （※５）	生年月日 （※５）	会社名・所属部署	役職
情報管理責任者 （※２）	A					
情報取扱管理者 （※３）	B					
	C					
業務従事者 （※４）	D					
	E					
再委託先	F					

（※１）受注者における情報取扱者の範囲については、必要に応じ受発注者間で協議すること。

（※２）本業務における情報取扱のすべてに責任を有する者。
（※３）本業務の進捗状況などの管理を行う者で、本業務で知り得た保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。
（※４）本業務で知り得た保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。
（※５）住所及び生年月日が記載されている書類を発注者に対して提示することをもって様式の記載に代えることができる。ただし、担当部局の求めに応じて再度提示できるよう適切に当該書類を保管すること。※このほか、日本国籍以外の国籍を有する者については、国籍やパスポート番号等を別途報告するものとする。なお、報告の方法については受発注者間で協議して決定することができる。

②　情報管理体制図

（例）



※本業務の遂行にあたって、保護すべき情報を取り扱うすべての者を記載すること（再委託先も含む）。

③ その他

・社内で定める情報管理規則等の内規を別途添付すること。なお、国際規格等に基づき適切に情報管理が行われていることが確認できる場合においては、その認証書等（写しを含む）で代用することができる。

・記載内容確認のため、必要に応じ追加で資料の提出を求める場合がある。

【遠隔臨場に関する基礎調査様式】

別紙様式－１９

●基本情報

工事名	
会社名	
担当者名	
連絡先	
アドレス	

●遠隔臨場を適用した項目

No.	適用種別 （選択）	工　種 （自由記述）	細　別 （自由記述）	確認時期 （自由記述）	確認項目 （自由記述）	適用理由 （自由記述）	その他意見 （自由記述）
記入例	段階確認	矢板工	鋼矢板	打込時	長さ	・検尺及び目視確認が可能だったため ・確認頻度が多くあり、現場作業の調整の効率化を図るために実施	

※行が不足する場合は、適宜行を追加願います。

●遠隔臨場を適用せず、従来の現場臨場とした項目

No.	適用種別 （選択）	工　種 （自由記述）	細　別 （自由記述）	確認時期 （自由記述）	確認項目 （自由記述）	適用理由 （自由記述）	その他意見 （自由記述）
記入例	段階確認	掘削工		土質の変化した時	土質、変化位置	・土(岩)質の確認は映像では困難のため	

※行が不足する場合は、適宜行を追加願います。

●遠隔臨場に使用した機器

No.	機器構成 （選択）	遠隔臨場システムの名称 （自由記述）	遠隔臨場システムのメーカー名 （自由記述）	監督職員ＰＣとのセキュリティ上の通信可否 （つながる or つながらない）
記入例	パッケージシステム	Generation-eye	（株）Atos	つながらない

※行が不足する場合は、適宜行を追加願います。

工　事　数　量　総　括　表

工 事 名　　Ｒ８渡良瀬川左岸船津川町地先築堤工事

国土交通省 関東地方整備局
渡良瀬川河川事務所　工務課

工事数量総括表

工事名	Ｒ８渡良瀬川左岸船津川町地先築堤工事	（当　　初）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
築堤･護岸		式		1		
河川土工		式		1		
掘削工(ICT)		式		1		
掘削(ICT)	土砂 ｵｰﾌﾟﾝｶｯﾄ 障害無し 5,000m3未満	m3		110		
盛土工		式		1		
路体(築堤)盛土	2.5m未満	m3		140		
盛土工(ICT)		式		1		
路体(築堤)盛土(ICT)		m3		3,100		
土砂等運搬	土砂(岩塊･玉石混り土含む)	式		1		
積込(ﾙｰｽﾞ)	土砂 土量50,000m3未満	式		1		
法面整形工(ICT)		式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ８渡良瀬川左岸船津川町地先築堤工事	（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
法面整形(切土部)(ICT)	ﾚｷ質土、砂及び砂質土、粘性土	m2		280		
法面整形(盛土部)(ICT)	法面締固め無し	m2		1,910		
法覆護岸工		式		1		
作業土工		式		1		
床掘り	土砂	式		1		
埋戻し		式		1		
基面整正		式		1		
ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ工(連節ﾌﾞﾛｯｸ張)		式		1		
現場打基礎ｺﾝｸﾘｰﾄ	24-8-25(20)(高炉) 底幅 50cm 高さ 50cm	m		12		
現場打縦帯	24-8-25(20)(高炉) 幅 30cm 高さ 70cm	m		14.5		
現場打小口止ｺﾝｸﾘｰﾄ	24-8-25(20)(高炉) 幅 30cm 高さ 70cm	m		2.2		

工事数量総括表

工事名	Ｒ８渡良瀬川左岸船津川町地先築堤工事	（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
連節ﾌﾞﾛｯｸ張	吸出し防止材 t=10mm	m2		100		
連節ﾌﾞﾛｯｸ張	遮水ｼｰﾄ t=11mm	m2		41		
植生工		式		1		
張芝	張芝工 500m2以上	m2		2,050		
擁壁護岸工		式		1		
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ擁壁工		式		1		
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ擁壁	幅 100ｃｍ 0.5m以上1.0m以下	m		31		
付帯道路工		式		1		
舗装準備工		式		1		
不陸整正	補足材無し	m2		158		
ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工		式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ８渡良瀬川左岸船津川町地先築堤工事	（当　　初）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
下層路盤(車道・路肩部)	再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-40 仕上り厚 250mm	m2		1,610		
表層(車道・路肩部)	再生密粒度ｱｽｺﾝ(20) 舗装厚 50mm 3.0m超	m2		1,610		
縁石工		式		1		
歩車道境界ﾌﾞﾛｯｸ	C種(180/210×300×600)	m		60		
法肩ﾌﾞﾛｯｸ	1000×2000×200	m		427		
光ｹｰﾌﾞﾙ配管工		式		1		
ﾊﾝﾄﾞﾎｰﾙ工		式		1		
既設ﾊﾝﾄﾞﾎｰﾙ嵩上げ	1200×600	箇所		1		
構造物撤去工		式		1		
構造物取壊し工		式		1		
舗装版切断	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版 15cm以下	m		34		

工事数量総括表

工事名	Ｒ８渡良瀬川左岸船津川町地先築堤工事	（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
舗装版破砕	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版 15cm以下	m2		1,760		
砕石撤去		m3		260		
土砂等運搬	土砂(岩塊･玉石混り土含む)	式		1		
整地	残土受入れ地での処理	式		1		
運搬処理工		式		1		
殻運搬	ｱｽﾌｧﾙﾄ殻	m3		88		
殻処分	ｱｽﾌｧﾙﾄ殻	m3		88		
仮設工		式		1		
工事用道路工		式		1		
敷鉄板	22×1,524×6,096(mm) 設置･撤去	式		1		
交通管理工		式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ８渡良瀬川左岸船津川町地先築堤工事	（ 当　　初 ）

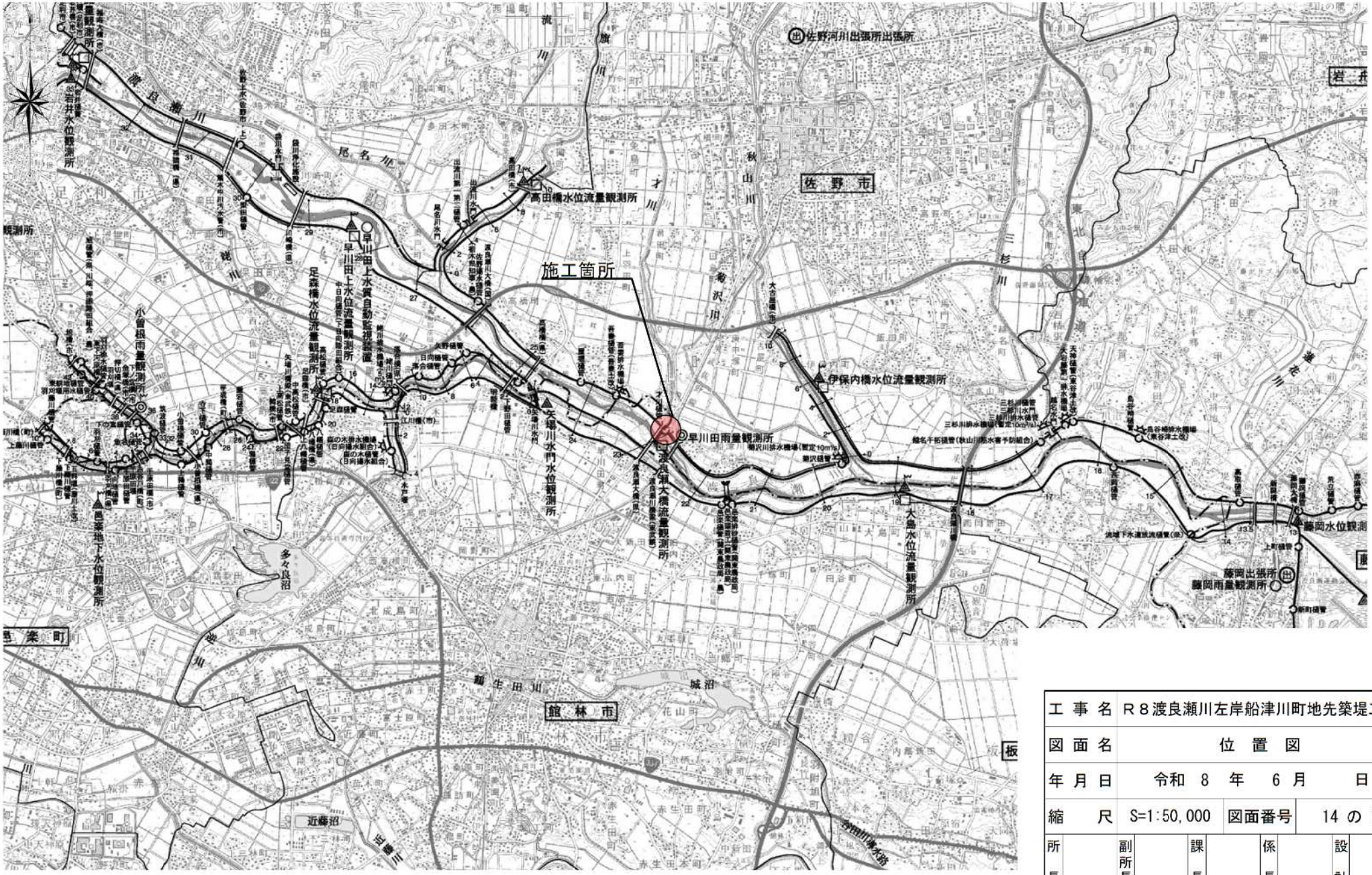
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
交通誘導警備員		式		1		
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費		式		1		
運搬費		式		1		
仮設材運搬費		式		1		
準備費		式		1		
表土運搬		式		1		
技術管理費		式		1		
ｼｽﾃﾑ初期費(ICT)		式		1		
現場環境改善費（率計上）		式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ８渡良瀬川左岸船津川町地先築堤工事	（ 当　　初 ）

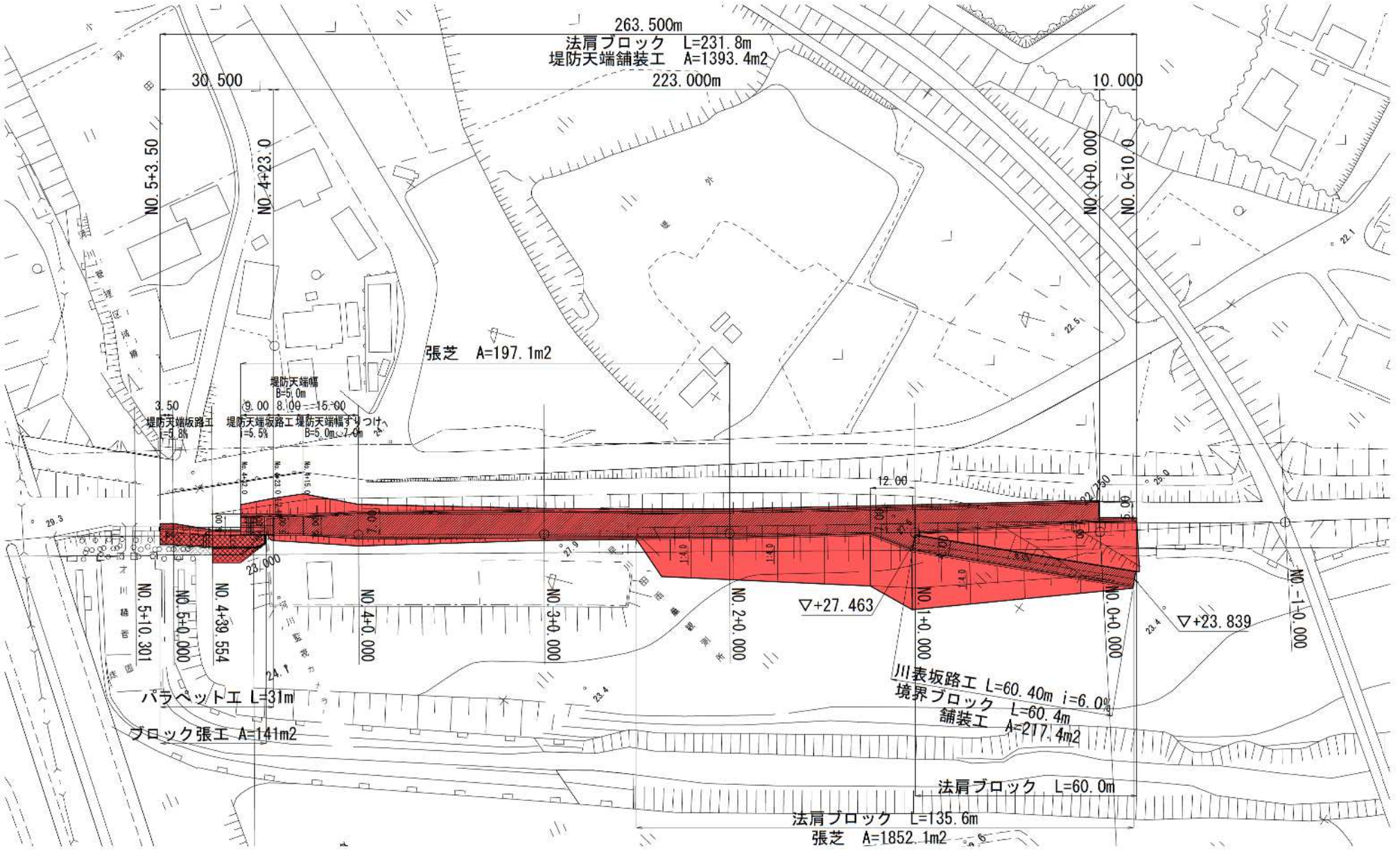
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
共通仮設費（率計上）		式		1		
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		
工事原価		式		1		
一般管理費等		式		1		
工事価格		式		1		
消費税相当額		式		1		
工事費計		式		1		

位　置　図　S=1:50,000



工事名	R８渡良瀬川左岸船津川町地先築堤工事								
図面名	位　置　図								
年月日	令和　8　年　6　月　日								
縮尺	S=1:50,000	図面番号	14 の 1						
所長		副所長		課長		係長		設計	
事務所名	国土交通省　渡良瀬川河川事務所								

平 面 図 S=1:500

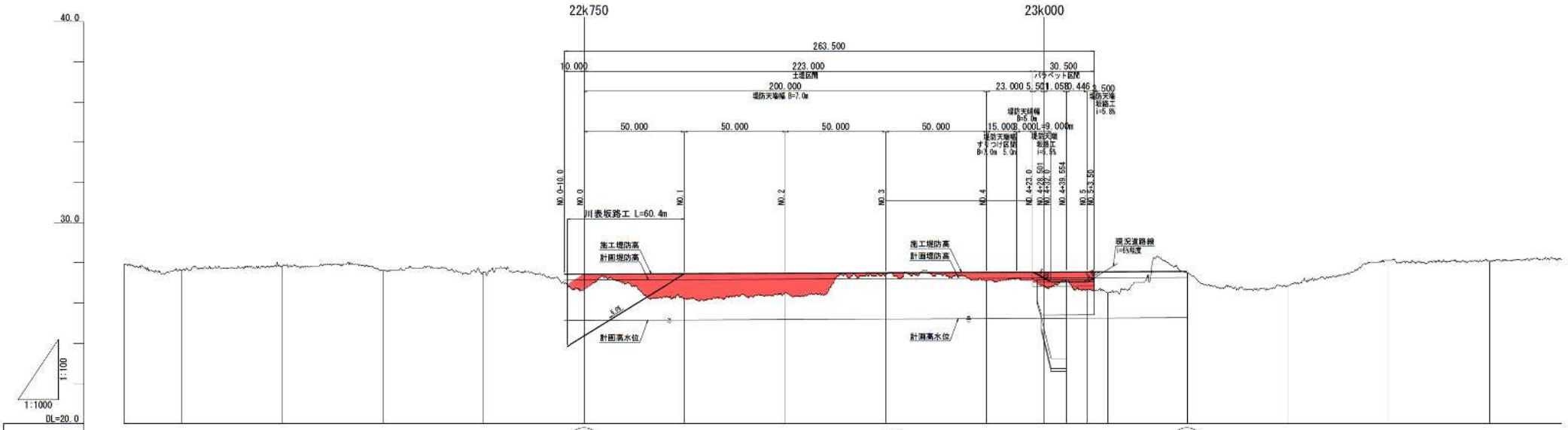


工事名	R8渡良瀬川左岸船津川町地先築堤工事
図面名	平面図
年月日	令和 8 年 6 月 日
縮尺	1：500
図面番号	14 の 2
設計会社名	三井共同建設コンサルタント株式会社
事務所名	国土交通省 渡良瀬川河川事務所

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

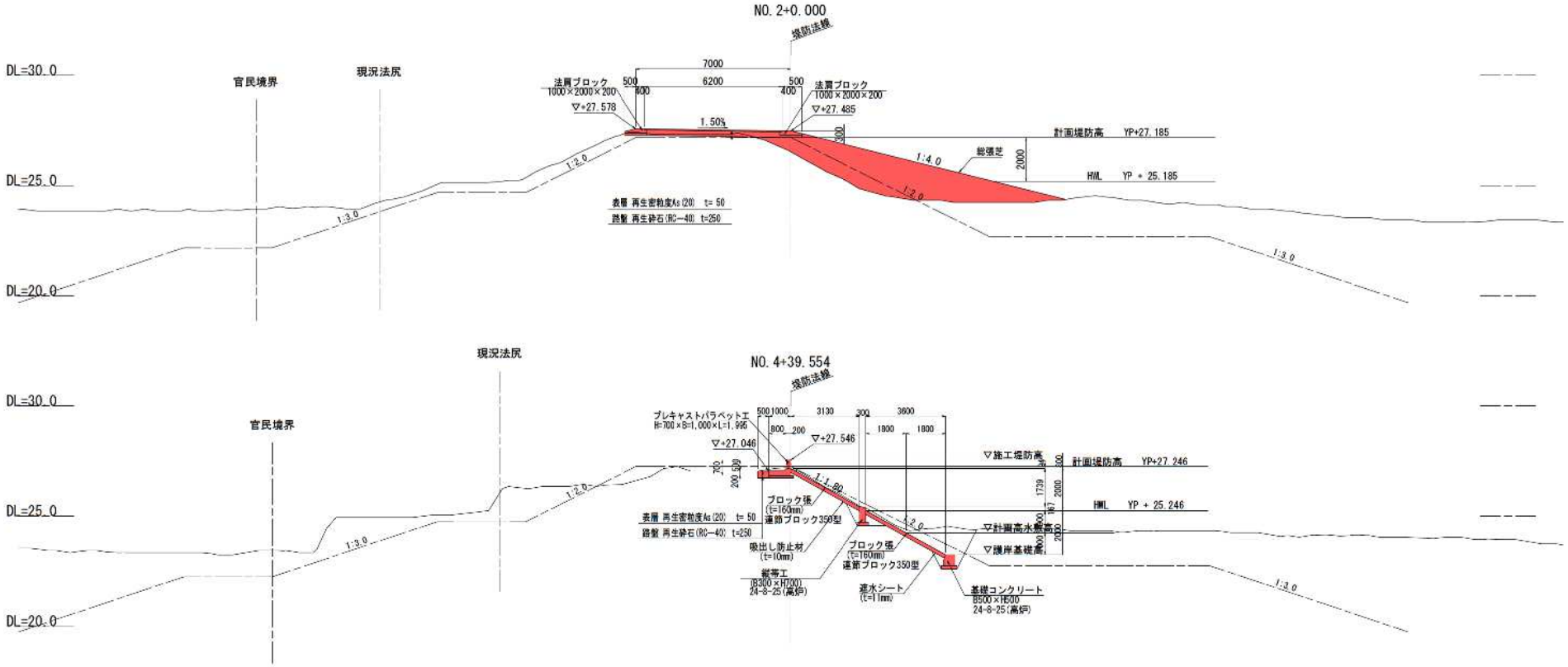
縦 断 図

V=1:100
H=1:1000

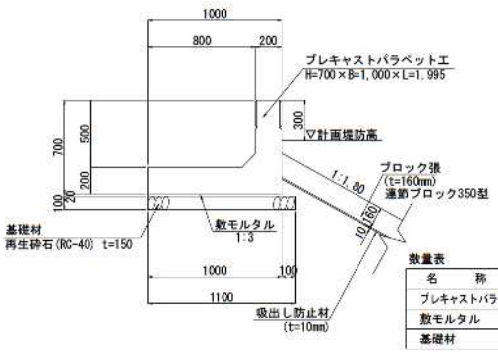


| | | |

標準断面図 S=1:100



プレキャストパラペット工詳細図 S=1:20

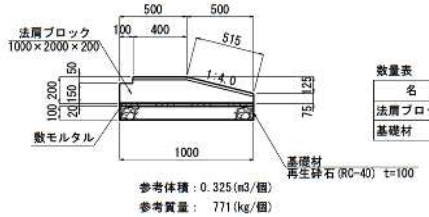


数量表 (10m当り)

名 称	規 格	単位	数 量	備 考
プレキャストパラペット工	H=700×B=1,000×L=1,995	m	10.0	
敷モルタル	1:3	m3	0.2	
基礎材	再生砕石(RC-40) t=100	m2	11.0	

法肩ブロック詳細図 S=1:20

(1000×2000×200)



参考体積：0.325(m3/個)
参考質量： 771(kg/個)

数量表 (10m当り)

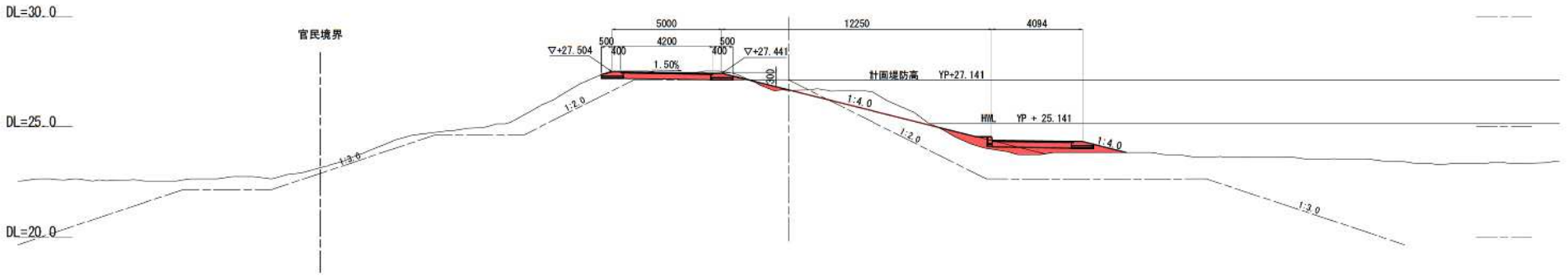
名 称	規 格	単位	数 量	備 考
法肩ブロック	1000×2000×200	m	10	
基礎材	再生砕石(RC-40) t=100	m2	10.00	

工事名	R8渡良瀬川左岸船津川町地先築堤工事
図面名	標準断面図
年月日	令和 8 年 6 月 日
縮尺	図示
図面番号	14 の 4
設計会社名	三井共同建設コンサルタント株式会社
事務所名	国土交通省 渡良瀬川河川事務所

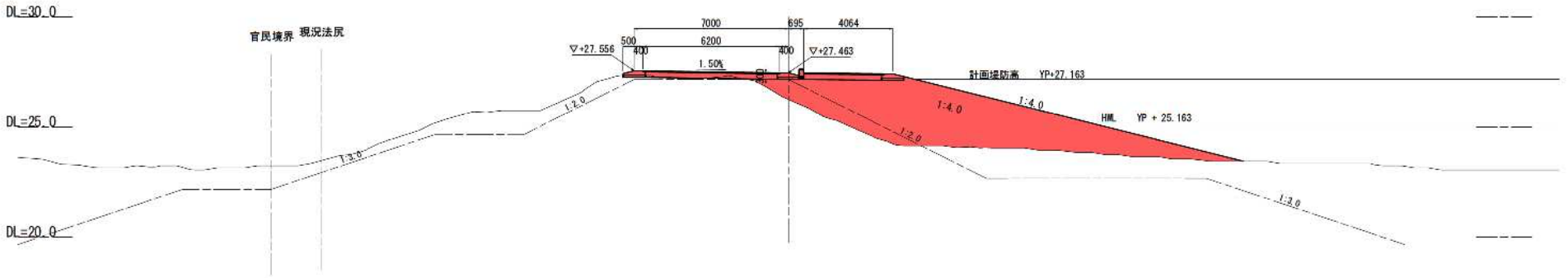
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

横断図(1) S=1:100

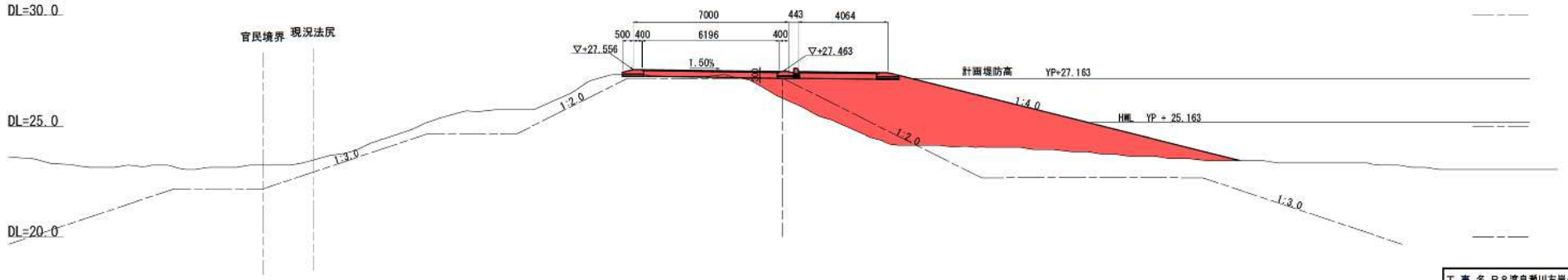
NO.0+0.000



NO.1+0.000



NO.1+12.000

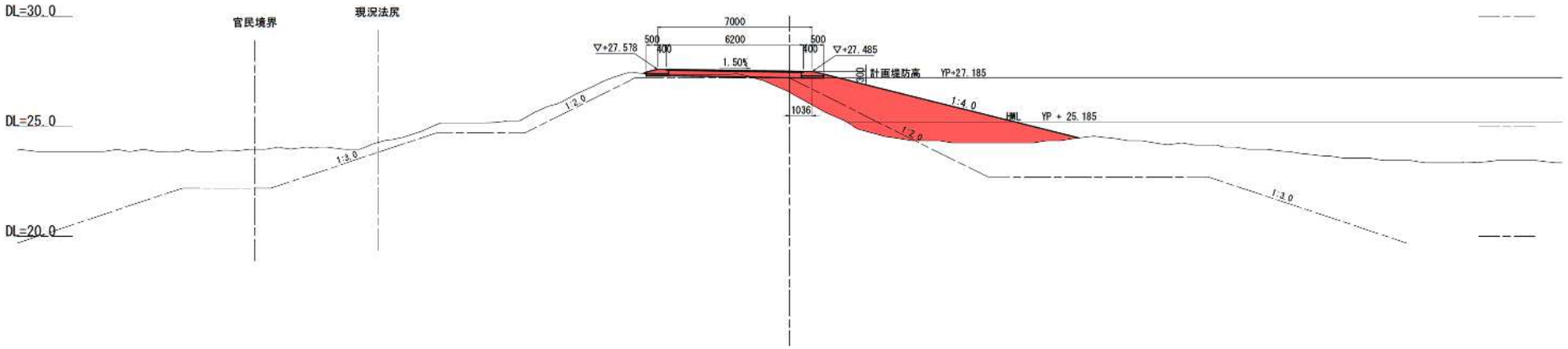


本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

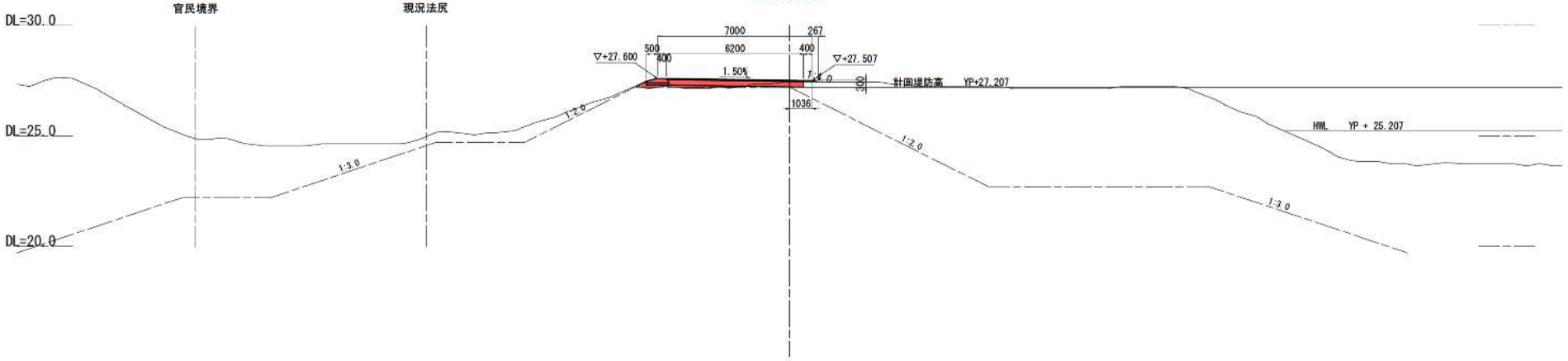
工事名	R8渡良瀬川左岸船津川町地先築堤工事
図面名	横断図(1)
年月日	令和 8 年 6 月 日
縮尺	S=1:100
図面番号	14 の 5
設計会社名	三井共同建設コンサルタント株式会社
事務所名	国土交通省 渡良瀬川河川事務所

横断図(2)　S=1:100

NO. 2+0.000



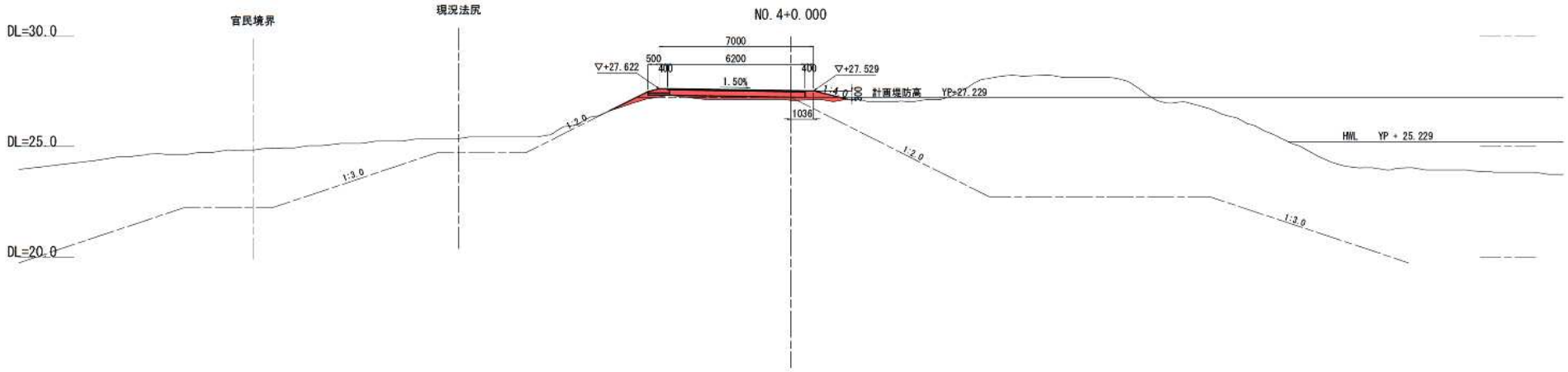
NO. 3+0.000

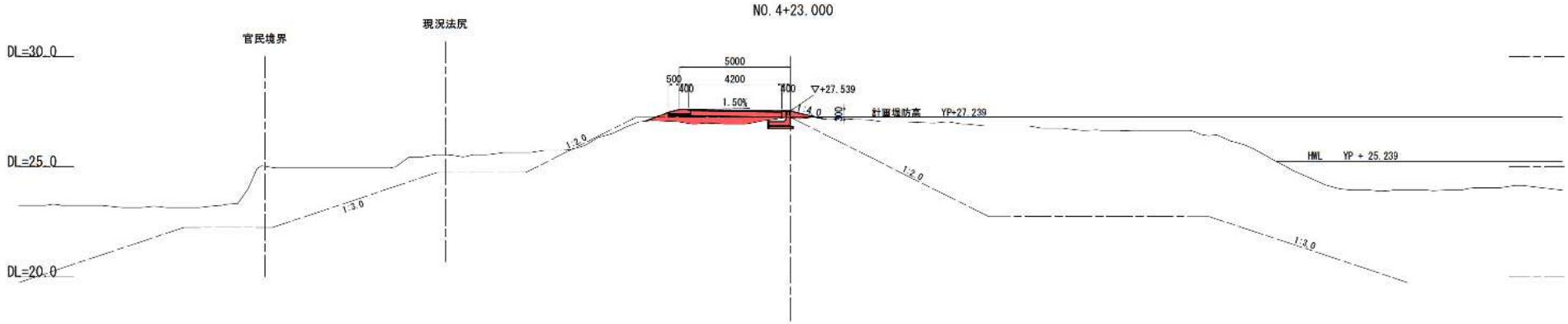


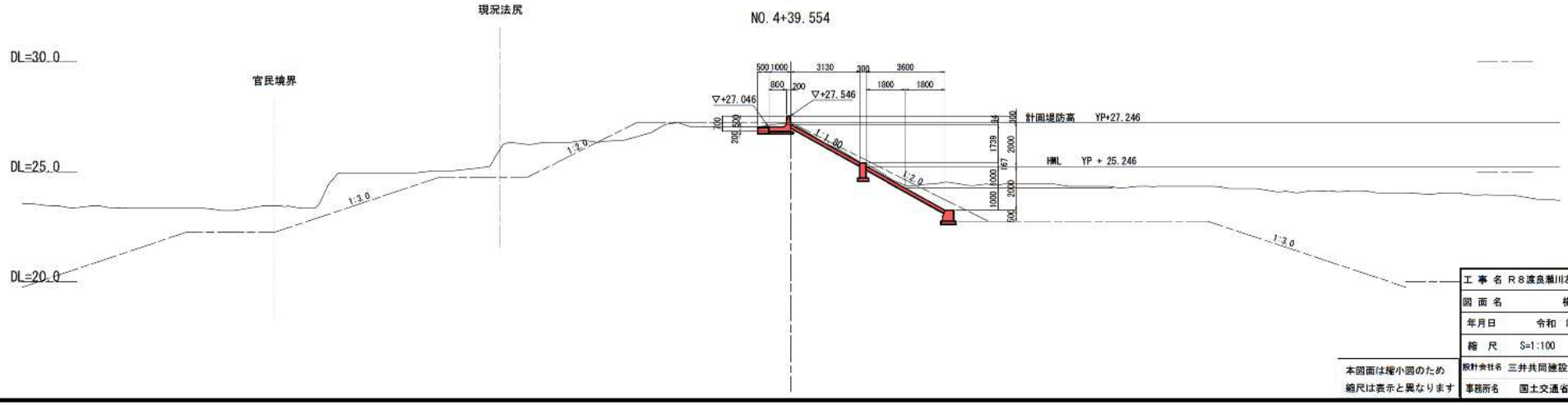
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工事名	R8渡良瀬川左岸船津川町地先築堤工事
図面名	横断図(2)
年月日	令和 8 年 6 月 日
縮尺	S=1:100
図面番号	14 の 6
設計会社名	三井共同建設コンサルタント株式会社
事務所名	国土交通省 渡良瀬川河川事務所

横断図(3)　S=1:100





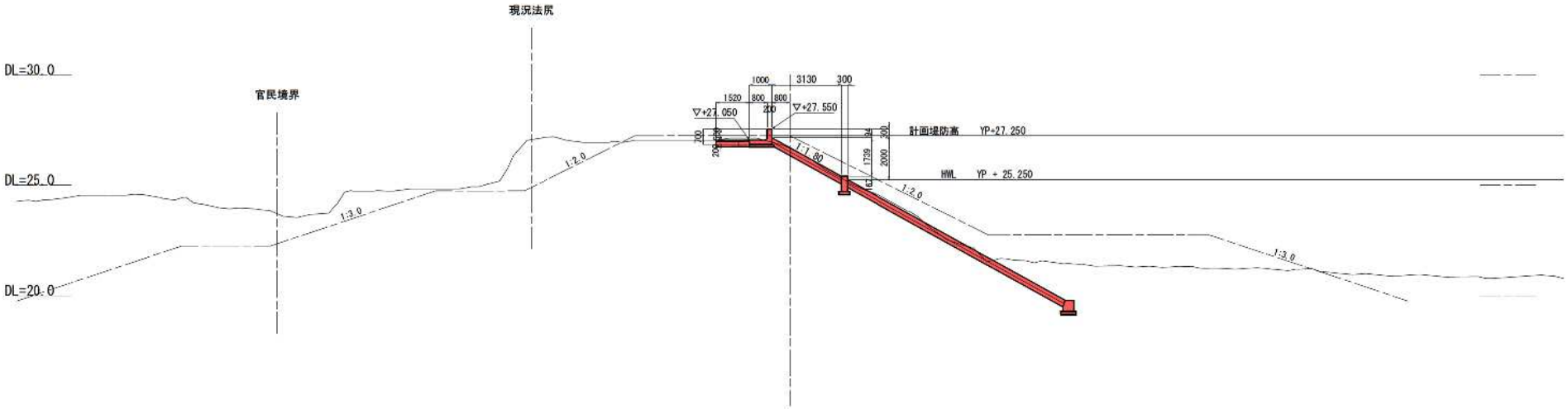


本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

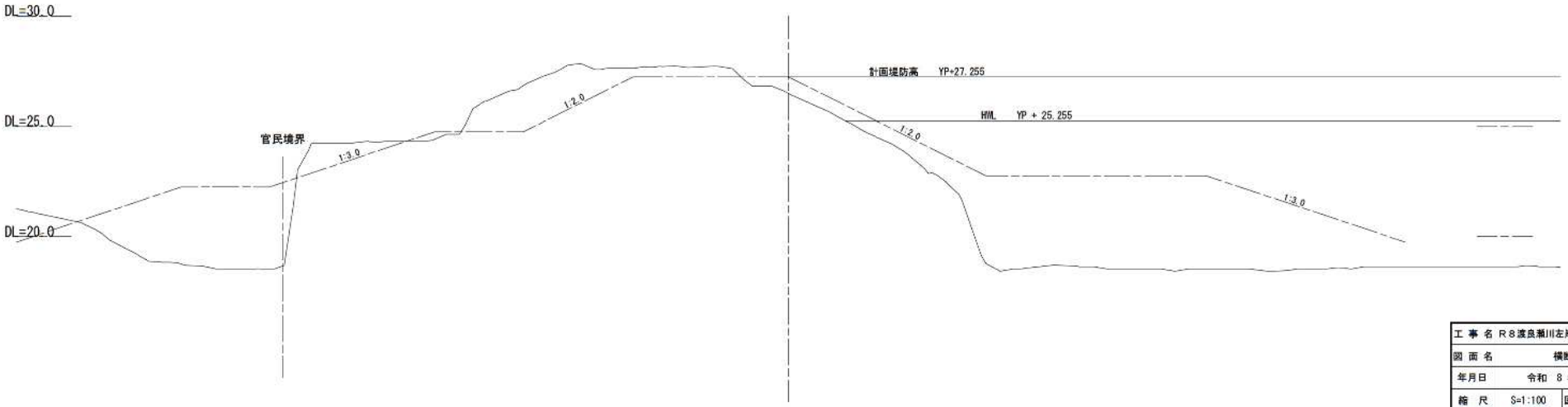
工事名	R8渡良瀬川左岸船津川町地先築堤工事		
図面名	横断図(3)		
年月日	令和 8 年 6 月 日		
縮尺	S=1:100	図面番号	14 の 7
設計会社名	三井共同建設コンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 渡良瀬川河川事務所		

横断図(4)　S=1:100

NO. 5+0.000



NO. 5+10.301

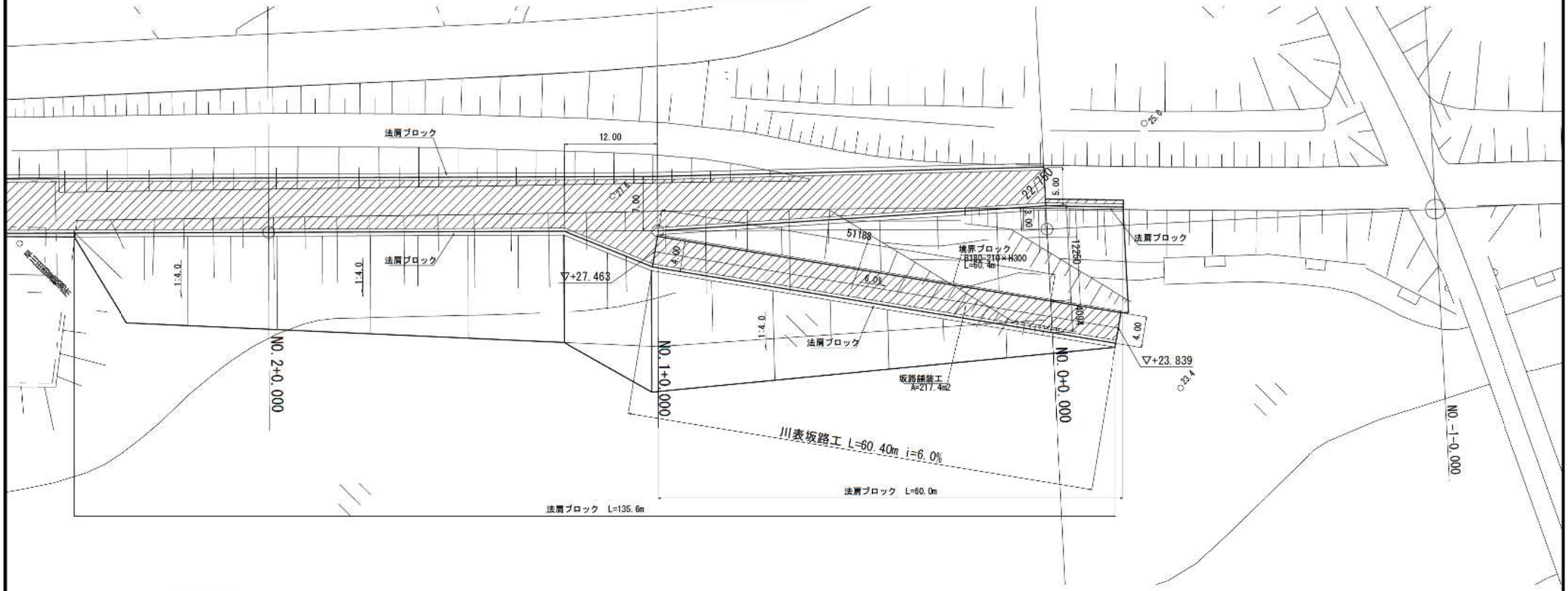


本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

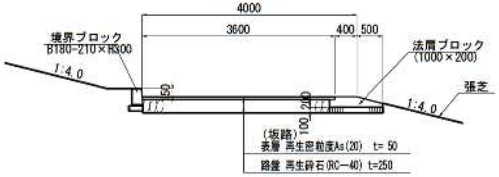
工事名	R8渡良瀬川左岸船津川町地先築堤工事
図面名	横断図(4)
年月日	令和 8 年 6 月 日
縮尺	S=1:100
図面番号	14 の 8
設計会社名	三井共同建設コンサルタント株式会社
事務所名	国土交通省 渡良瀬川河川事務所

坂路工詳細図

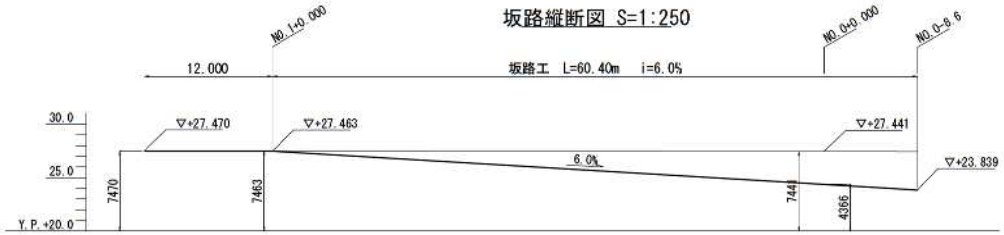
平面図 S=1:250



標準横断図 S=1:50

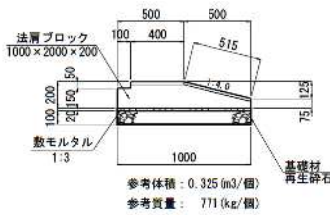


坂路縦断図 S=1:250



法肩ブロック詳細図 S=1:20

(1000×2000×200)



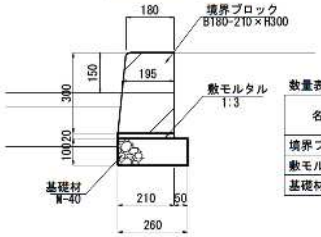
参考体積：0.325(m3/個)
参考質量： 771(kg/個)

数量表 (10m当り)

名称	規格	単位	数量	備考
法肩ブロック	1000×2000×200	m	10	
基礎材	再生砕石(RC-40) t=100	m2	10.00	

境界ブロック詳細図 S=1:10

(B180-210×H300)



数量表 (10m当り)

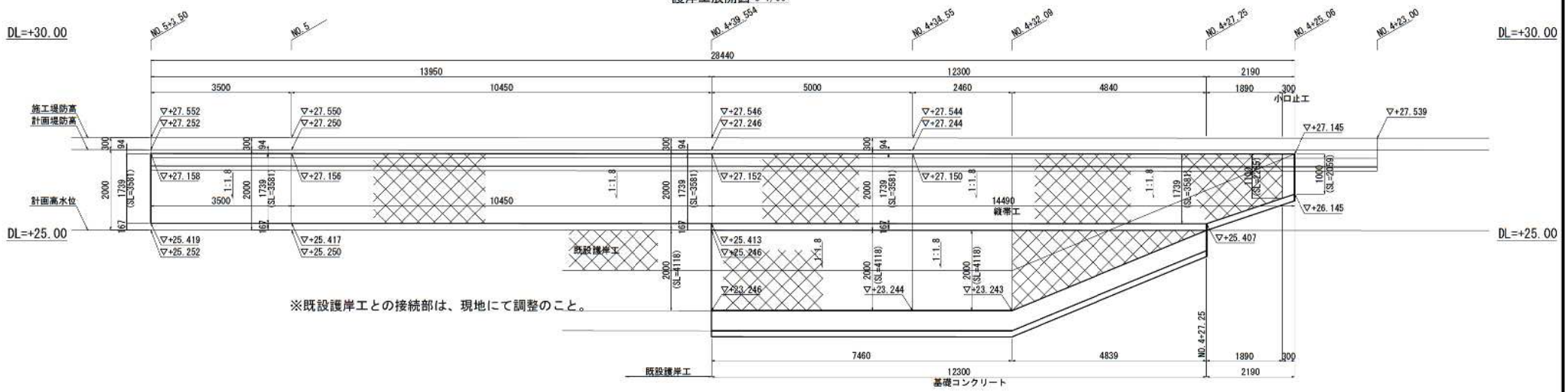
名称	規格	単位	数量	備考 (参考質量)
境界ブロック	B180-210×H300	本	16.67	L=600(81kg)
敷モルタル	1:3	m3	0.042	
基礎材	M-40 t=100	m2	2.80	

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

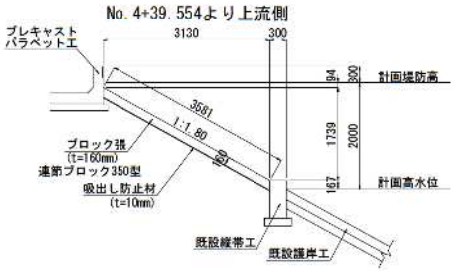
工事名	R8渡良瀬川左岸船津川町地先築堤工事
図面名	坂路工詳細図
年月日	令和 8年 6月 日
縮尺	図示
図面番号	14の9
設計会社名	三井共同建設コンサルタント株式会社
事務所名	国土交通省 渡良瀬川河川事務所

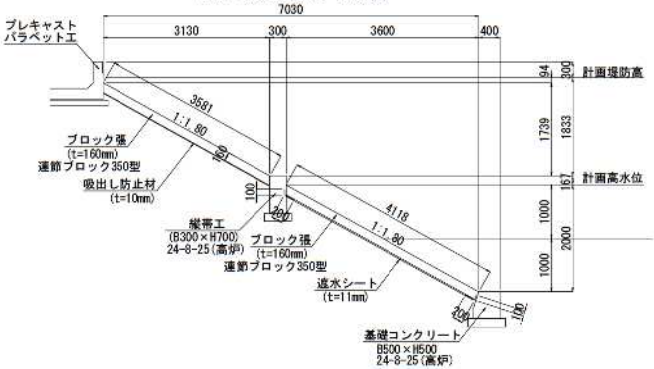
護岸工詳細図

護岸工展開図 S=1/50

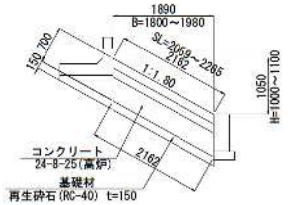


標準断面図 S=1/50

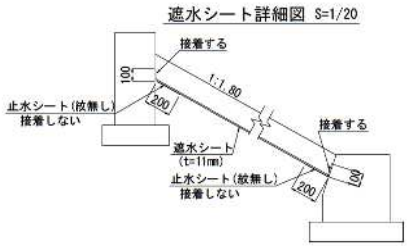




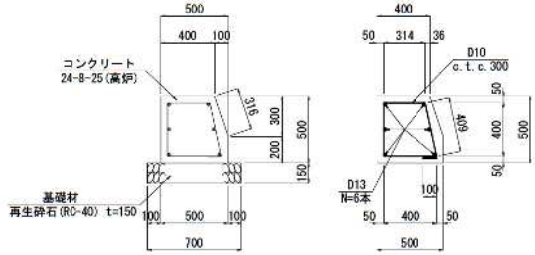
小口止工断面図 S=1/50



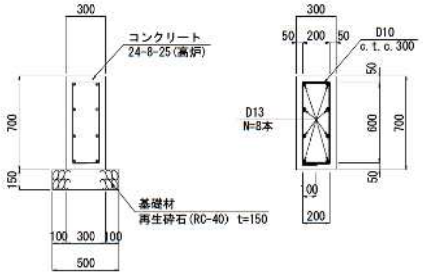
遮水シート詳細図 S=1/20



基礎コンクリート詳細図 S=1:20
(B500×H500)



縦帯工(小口止工)詳細図 S=1:20
(B300×H700)



数量表 (10m当り)

名称	規格	単位	数量	備考
コンクリート	24-8-25(高炉)	m3	2.4	
型枠		m2	10.2	コンクリートに含む
基礎材	再生砕石(RC-40) t=150	m2	7.00	コンクリートに含む
鉄筋	SD295 D13	t	0.06	
鉄筋	SD295 D10	t	0.03	
基面整正		m2	7.0	
目地材	樹脂発泡体15倍 t=10mm	m2	0.1	コンクリートに含む

鉄筋表 (10m当り)

径	長さ (mm)	本数	単位質量 (kg/m)	1本当り質量 (kg/本)	質量 (kg)	摘要
D13	10000	6	0.995	9.95	60	
D10	1630	34	0.560	0.91	31	
				合計	91	

数量表 (10m当り)

名称	規格	単位	数量	備考
コンクリート	24-8-25(高炉)	m3	2.1	
型枠		m2	14.0	
基礎材	再生砕石(RC-40) t=150	m2	5.0	
鉄筋	SD295 D13	t	0.08	
鉄筋	SD295 D10	t	0.03	

鉄筋表 (10m当り)

径	長さ (mm)	本数	単位質量 (kg/m)	1本当り質量 (kg/本)	質量 (kg)	摘要
D13	10000	8	0.995	9.95	80	
D10	1700	34	0.560	0.95	32	
				合計	112	

工事名	R8渡良瀬川左岸船津川町地先築堤工事
図面名	護岸工詳細図
年月日	令和 8 年 6 月 日
縮尺	図示
図面番号	14 の 10
設計会社名	三井共同建設コンサルタント株式会社
事務所名	国土交通省 渡良瀬川河川事務所

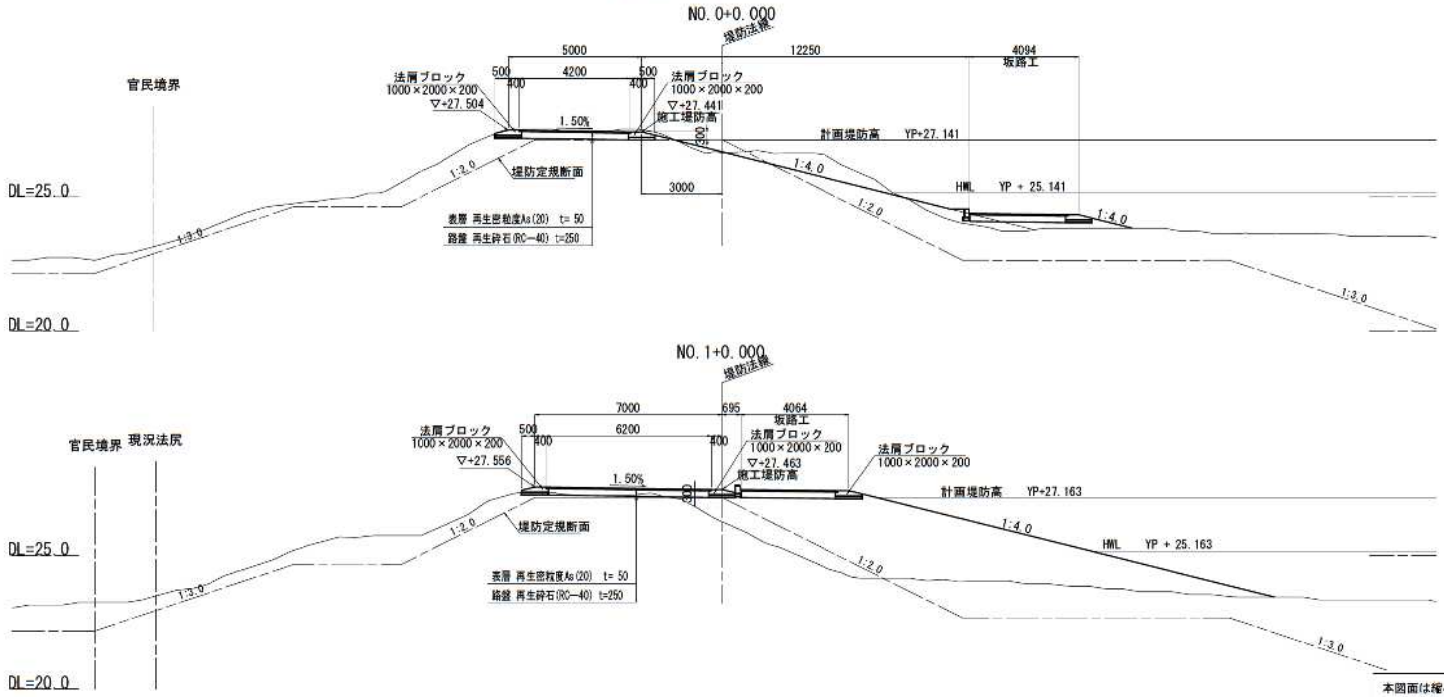
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

摺付工詳細図

平 面 図 S=1:250



標準断面図 S=1:100

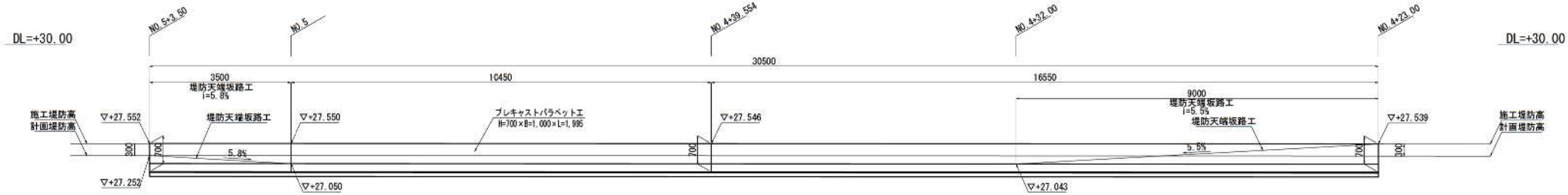


工事名	R8渡良瀬川左岸船津川町地先築堤工事
図面名	摺付工詳細図
年月日	令和 8 年 6 月 日
縮尺	図示
図面番号	14 の 11
設計会社名	三井共同建設コンサルタント株式会社
事務所名	国土交通省 渡良瀬川河川事務所

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

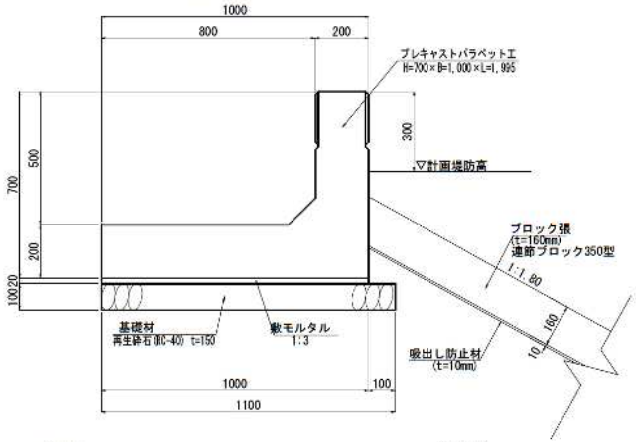
パラペット工詳細図

パラペット工展開図 S=1/50



DL=+25.00　　DL=+25.00

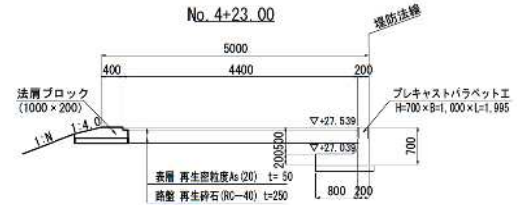
標準断面図 S=1/10

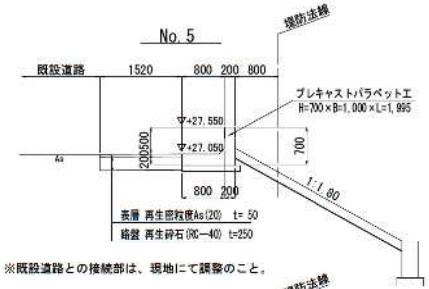


数量表　　(10m当り)

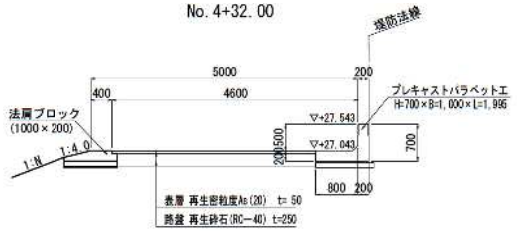
名　称	規　格	単位	数　量	備　考
プレキャストパラペット工	H=700×B=1,000×L=1,995	m	10.0	
敷モルタル	1：3	m3	0.2	
基礎材	再生砕石(RC-40) t=100	m2	11.0	

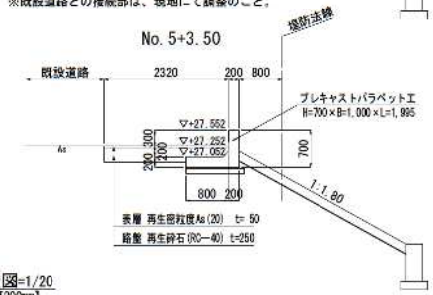
横断図 S=1/50





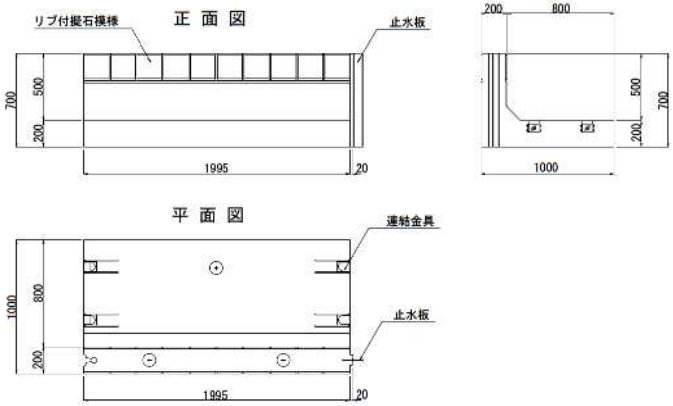
※既設道路との接続部は、現地にて調整のこと。





パラペット工構造図 S=1/20

【パラペット：底版厚200mm】
～ H=700×B=1,000×L=1,995 ～

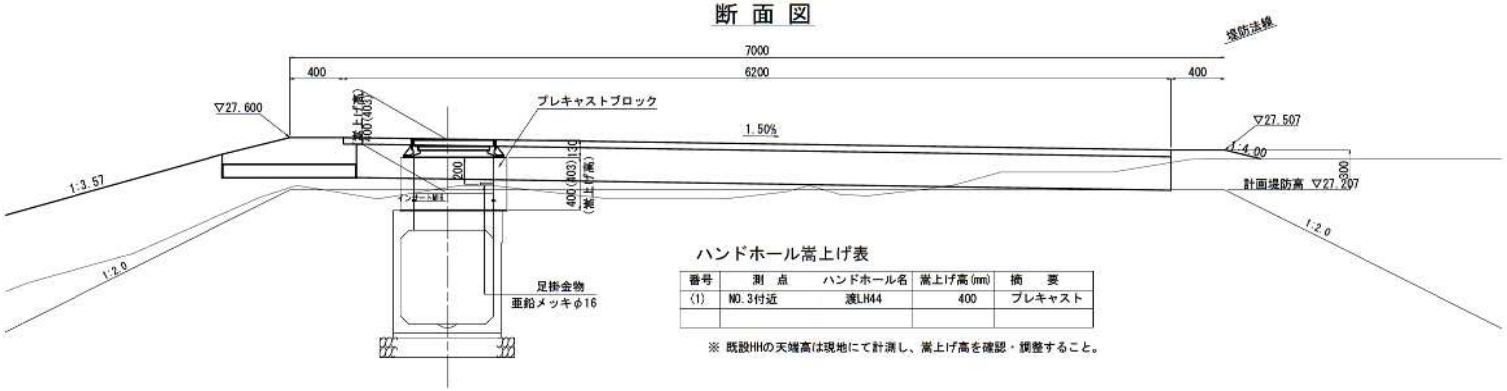


本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工事名	R8渡良瀬川左岸船津川町地先築堤工事
図面名	パラペット工詳細図
年月日	令和 8 年 6 月 日
縮尺	図示
図面番号	14 の 12
設計会社名	三井共同建設コンサルタント株式会社
事務所名	国土交通省 渡良瀬川河川事務所

既設ハンドホール嵩上げ詳細図 S=1:20

断面図



ハンドホール嵩上げ表

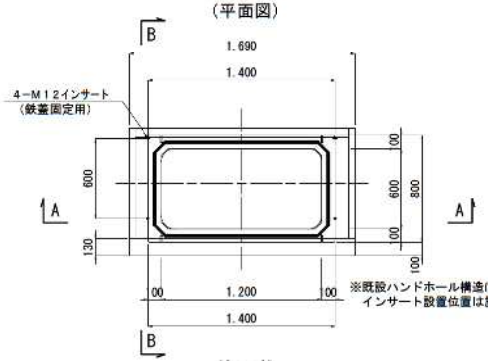
番号	測点	ハンドホール名	嵩上げ高(mm)	摘要
(1)	NO.3付近	渡LH44	400	プレキャスト

※ 既設HHの天端高は現地にて計測し、嵩上げ高を確認・調整すること。

DL=25.0

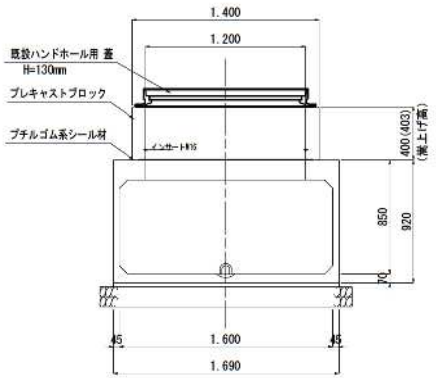
嵩上げコンクリートハンドホール

(平面図)

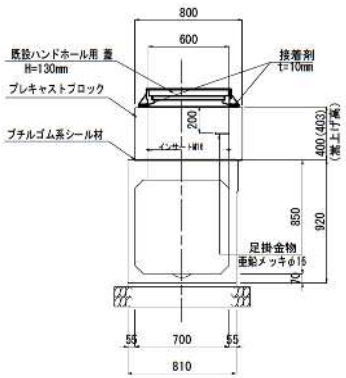


※既設ハンドホール構造は完成図より作成しているため、
インサート設置位置は施工間に現地にて再確認すること。

(A － A)

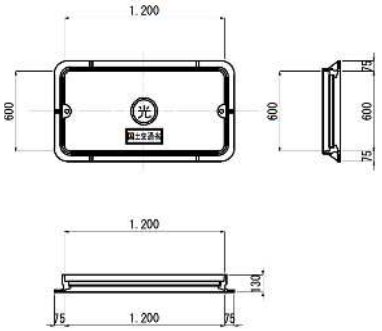


(B － B)



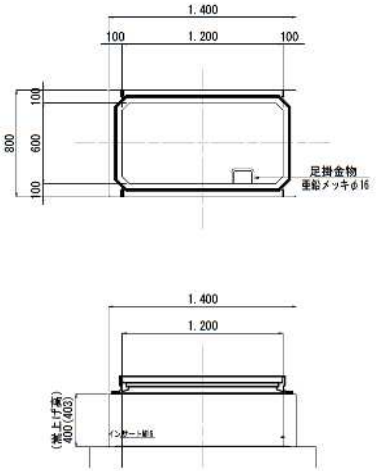
ハンドホール鉄蓋

(既設再利用)



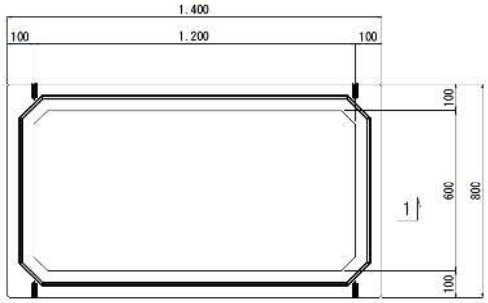
ハンドホール嵩上げ部

プレキャスト(Hmm)

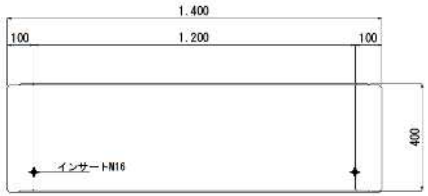


プレキャストブロック

平面図



1－1



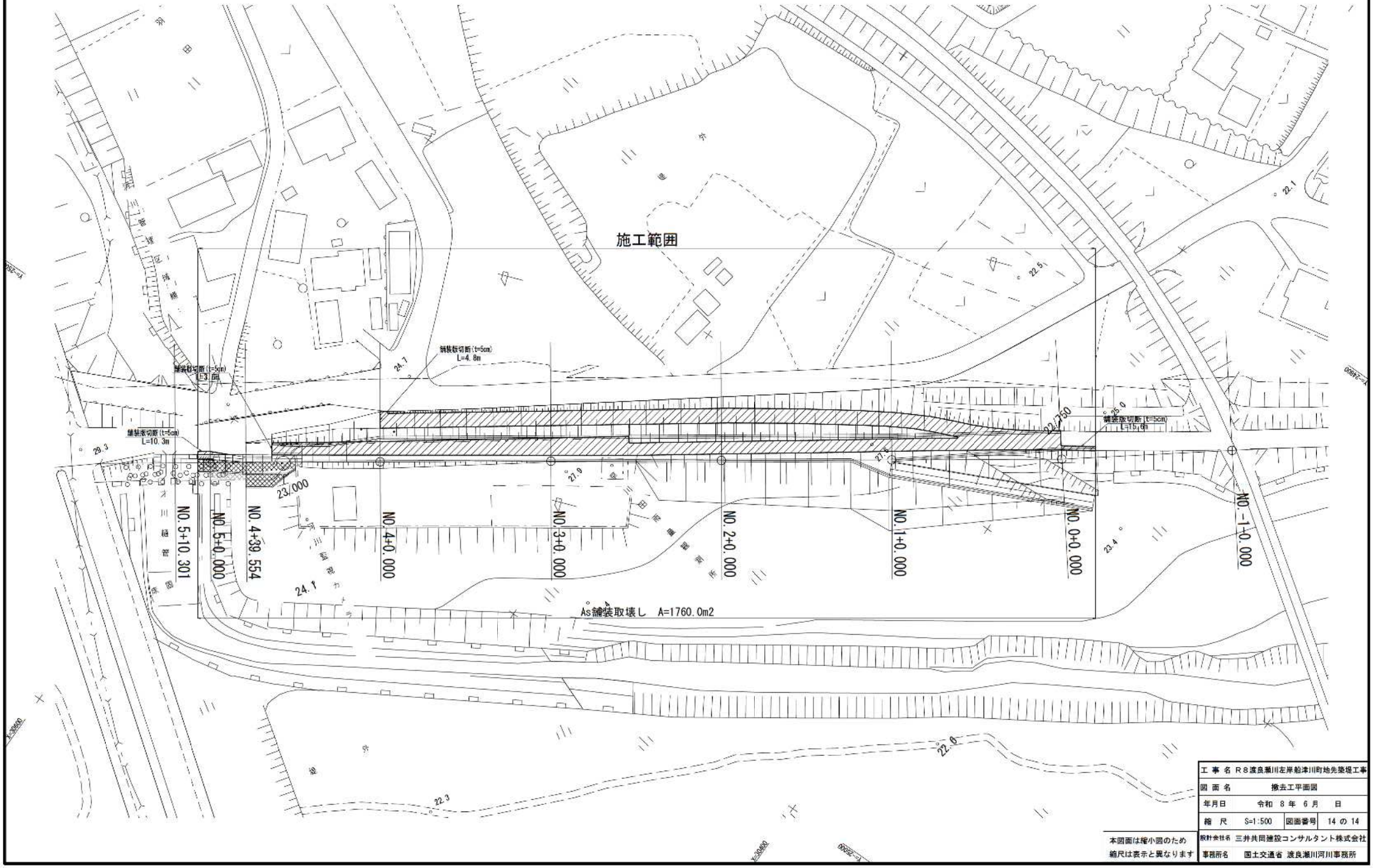
材料表

種別	名称	規格	重量	名称	規格	数量
既設ハンドホール嵩上げ(3)						
(3)	H6（継鋼T40）	1200×600×400(車両用)	405kg	インサート	M16	4
		合計	405 kg			

工事名	R8渡良瀬川左岸船津川町地先築堤工事
図面名	既設ハンドホール嵩上げ詳細図
年月日	令和 8 年 6 月 日
縮尺	S=1:20
図面番号	14 の 13
設計会社名	三井共同建設コンサルタント株式会社
事務所名	国土交通省 渡良瀬川河川事務所

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

撤去工平面図　S=1:500



工事名	R8渡良瀬川左岸船津川町地先築堤工事		
図面名	撤去工平面図		
年月日	令和 8 年 6 月 日		
縮尺	S=1:500	図面番号	14 の 14
設計会社名	三井共同建設コンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 渡良瀬川河川事務所		

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります